

宮中三殿並に祝祭日解説

院

260
1156

013938-000-0

特18-965

宮中三殿並に祝祭日解説

目黒 和三郎

(皇典講研所) / 著

M42

ABB-0179



宮中三殿并に祝祭日解説

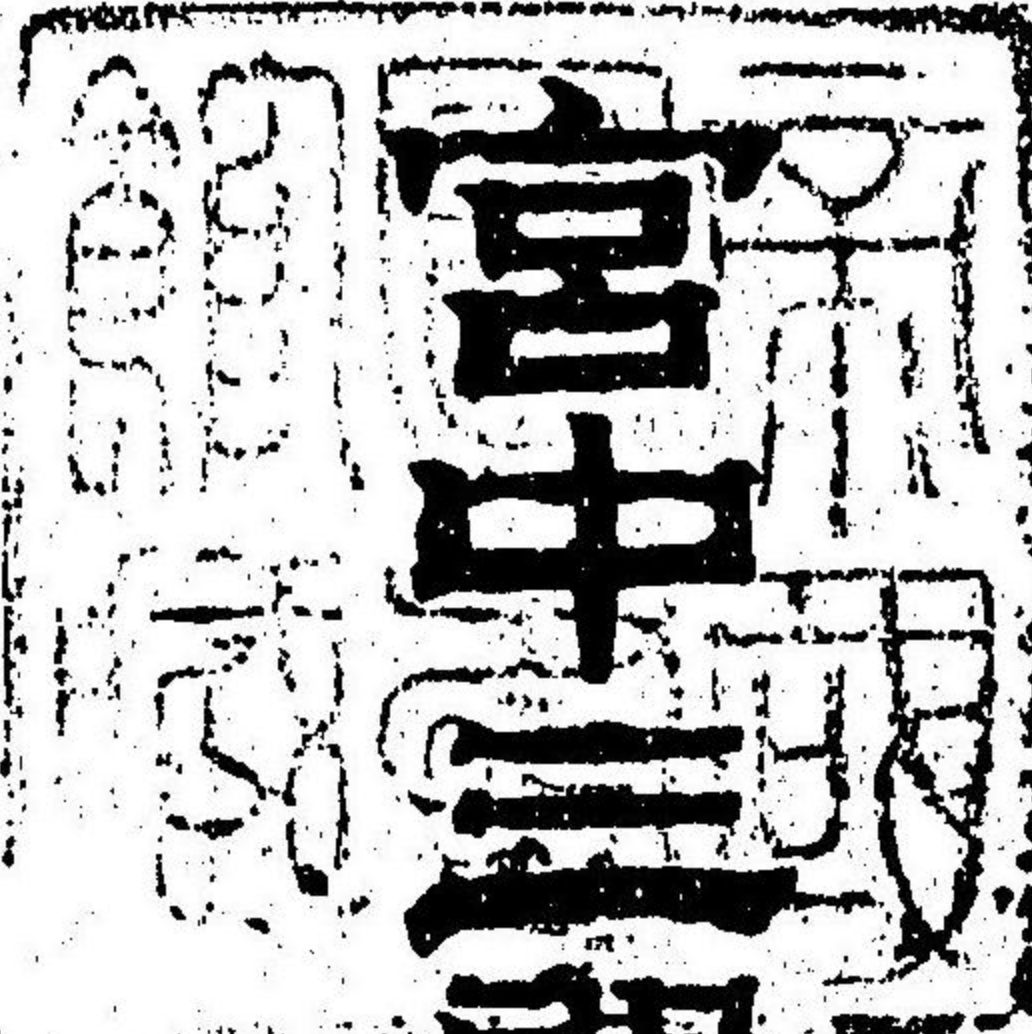
完



260
156

特18
965

賜天覽



宮中三殿並祝祭日解說

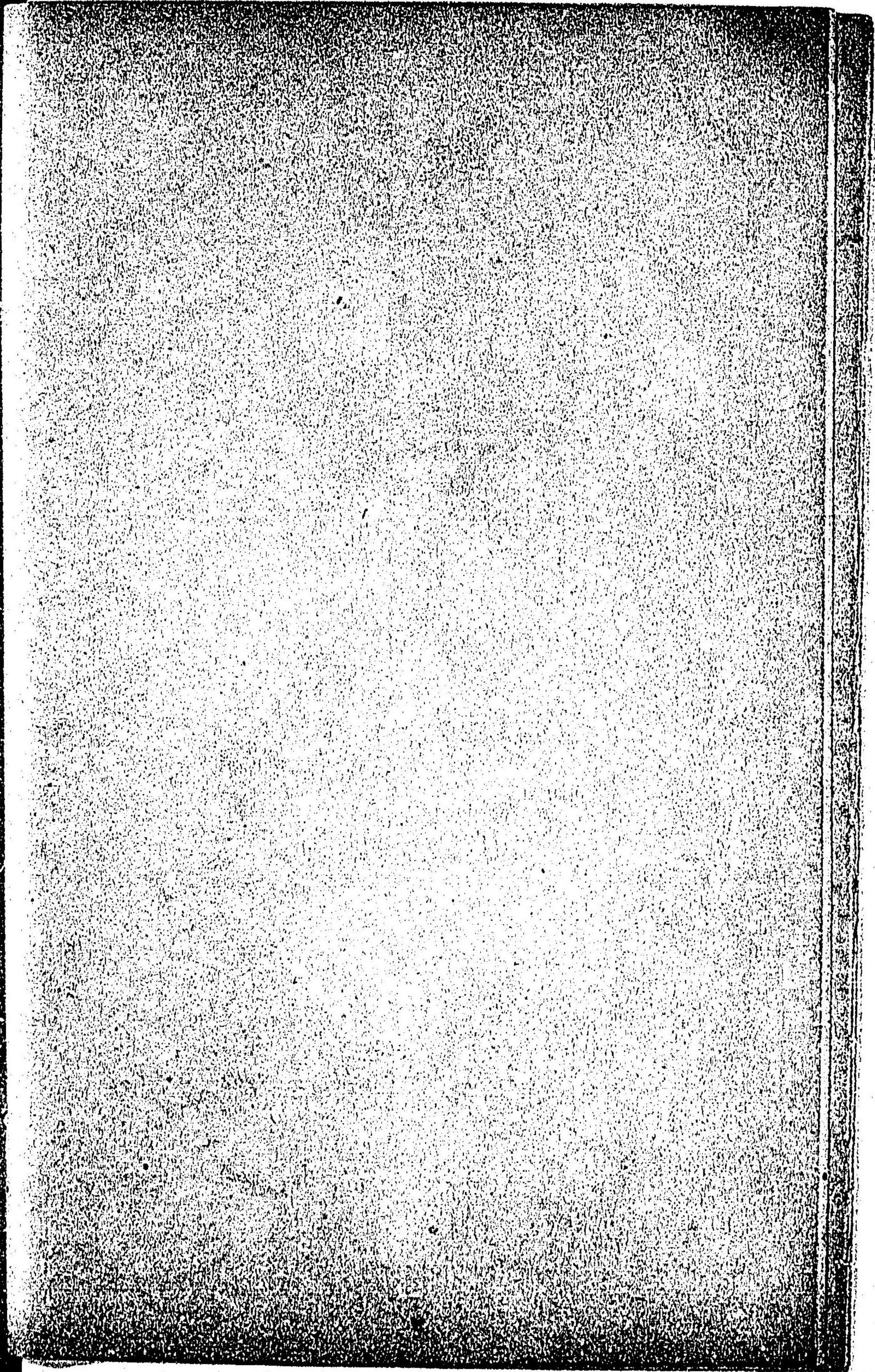
完

宮内大臣正二位勲一等
伯爵田中光顯序辭
周宮御養育主任樞密顧問官
皇典講究所々長正二位勲一等
伯爵佐々木高行題辭
皇典講究所編纂
宮内省圖書寮編修官
文藝博士井上頼因校閱

皇典講究所編纂

昭和
42 6 8
内交

國晃館發行



長所究講典皇



伯木々佐



光
神
事

光神事

光神事

光神事

序

祭祀國家大典民彝準則
我國能尊嚴所以卓越宇
內者亦實在此豈為國民
者不可不知其所由也頃

考皇典講究所謹寫宮中
三殿圖附于典故及祝祭
日解說刊行頒世余知其
裨補教化不尠少也喜而
序

明治四十一年十月

宮内大臣伯爵田中光顯



久志本常幸書



考皇典講究所謹寫宮中
三殿圖附重典故及祝祭
日解說刊行頒世余知其
裨補教化不尠少也喜而
序

明治四十一年十月

宮内大臣伯爵田中光顯



久志本常幸書



宮中三殿並に祝祭日解説

凡例

一本書は、國定の大祭・祝日、及び祈年祭・大祓等の、起源沿革等を説明し、國民をして、國家の大儀を知らしめて、敬神・崇祖の念を厚からしめ、延いて、忠君・愛國の精神を起さしめむとするものなり。

一祝祭日の宮中儀式次第を説明するには、其の祭典儀式の行はるる、三殿の説明をなさざるべからず。故に、本書は、先づ、第一篇に、三殿並に神樂舎の説明をなし、第二篇

に、祝祭日の説明をなしたり。宮中三殿並に三大祭典御
圖と併せ見るべし。

一 凡べて、御祭典の起源は、史に見えたるもあり。又、史には
見えざれども、祝詞等に見えて、遠く、神代の昔より行は
れ來つるものも少からず。故に、史に見えたりとも、必ず
しも、當時より始まりて、其の以前には行はれし事なし
といふべからず。そは、史には、恒例の事は、これを略する
が常なればなり。されば、史籍に見えたる時を以つて、物
に見えたる始めとはなすべけれども、これを以つて、直
ちに其の事の起源といふべからざるもの多し。本書

に、其の時代を断定せぬも、これが爲めなりと知るべし。
一 平出闕字の制は、公式令に見えたるころなるが、明治
五年八月二日、左院の議によりて、式部寮に於いても、こ
れを廢せられたり。されど、臣子、上を敬する至情よりい
へば、なほ、これを用ゐるを可とす。本書、始めは、公式令に
依りて、一々、平闕の例に従ひたれども、印刷の際に、止む
を得ずして、省略に従へるも多し。敢て臨文不諱といふ
意にはあらず。讀者これを諒せよ。

一 本書編纂已に成りて、將に印刷に附せむとせし時に、皇
室祭祀令を公布せられたり。八月十、謹んで拜讀するに、

大祭小祭の別明らかにして、儀式典禮大いに備はり、敬神崇祖の 叙慮、いよく以つて仰ぐべきなり。但し、該祭祀令の規定によりて祭典を行はせらるる期日は、未だ定められず。別に、勅令を以つて、これを定めさせらるるものごす。されば、今日の處は、なほ、従前の通りに行はせらるるものなる事は、該令公布後におこなはせられたる、秋季皇靈祭秋分神嘗祭七月十日の御祭典次第等、すべて、従前の通りなりしにても知らるべし。されば、本書は、甚だしき相違なき點は、別に之れを改めず、従前行はせられたる、御祭典次第等に依りて、説明をなしたり。且

又、たとひ、該令を實行せらるるごも、大體に於いては、決して、従前行はれし御儀式と相反するものにあらじ。なほ、参考として、卷末に、右祭祀令を載せられたれば、就きて見るべし。

一 御祭典御執行の時刻は、一定せるものにあらず。又、御祭典に召さるべき文武高官等も、同様にて、時に臨みてこれを定めさせらるるものなるごは、皇室祭祀令附式にも示されたるが如し。本書に、時刻並に官名等を記せるは、皆、最近に行はせられたる御祭典次第の、官報に載せられたるに據れるものなりと知るべし。

一凡べて維新以後の沿革は、事餘りに新しきが故に、人々却つて心に留めず。又、書記せしものも稀なれば、なかなかに知りたき事多く、本書を編述するに當りても、大いに苦心せし所なり。されど、幸ひに、式部職に在りて、公事に通せらるる諸士の指導を受け、これを世に傳ふることを得たるは、讀者と共に、本所の大いに光榮となし、且感謝する所なり。

一本書は、正史實錄に據り、博識の士に問ひて、頗る苦心を重ねたるが上になほ、其の正確を期せむがために、文學博士井上頼因翁の嚴密なる校閲を請ひたり。されば、世

の誤謬を訂正したる點も少からず。讀者、輕々に看過することなかれ。

緒論

わが國は、祭政一致を以つて國體となし、よからに、古へは、神宮と皇居と別なかりしを、崇神天皇以後、始めて神宮と皇居との別を生ずるに至れり。然れども、朝政は、すべて神事を先にすることは、古今異變なく行はれ來つることは、史に徴して明らかなり。蘇我石川麿が、大化改新の時に、勅問に答へまつりて、先以祭鎮神祇、然後應議政事、と奏せしが如き、又、朝野群載に、我朝神國也、以敬神可爲先、以如在可爲禮、と見えたるがごとき、又、禁祕御抄に、凡、禁中作法、先神

事後他事。且暮敬神之。叙慮無懈怠。白地以神宮並内侍所方。不爲御跡。このたまはせしが如き、一々援引するに堪へざるなり。戦國亂離の世に成りたる。武將の捉書やうの。ものに皆敬神の條を第一に掲げたりき。ここに、後宇多天皇の御製に、天つ神、國つやしろを、いはひてぞ、わがあし原の國はをさまる。風雅こおほせられしが如きは、最も直截簡明に、わが國體を示させたまへるものなり。されば、古來、禁中恒例の公事の中、十の七八は、神祇奉齋の典なりしなり。その然る所以のものは、神祇は即ち皇室の御祖先にして、天皇は即ち神裔なり。ゆゑに、祭祀は、報本反始の誠を致すものにて、國民道義の大本なり。孝敬奉上の道もこれ

より生じ、忠君愛國の情もこれより起る。これ即ち、政事は祭祀を以つて本とする所以なり。豈に、宗教上の儀式の如きものご、同一視すべきものならむや。今や、百度維新にして、範を歐米に取り、則を泰西に採るもの、少からず。雖も、この一事に至りては、古今變ることなく、宮中には、今現に賢所を始め奉りて、皇靈殿、神殿の設けあらせられ、夙に祝祭日の制をも立てさせたまひて、歳時を以つて、御親祭の典を擧げさせたまふは、天祖の明詔に従はせたまふものにして、孝敬を以つて下を率ゐさせたまふ大御心のほど、仰き尊むべきにあらずや。ここに、春は、萬民のために、年穀

を祈り給ふ祈年祭あり、秋は萬民に代りて、天神に報賽し
 たまふ新嘗の大儀あり。萬民、因つて以つて、其の穀に生活
 す。洪恩大徳、豈に感謝せざるべけんや。此のごとく、皇上
 は、如在の禮を以つて、祭祀を慎みたまふ。いかでか、臣民獨
 り、其の御由來をだに知らずしてあるべき。本所、ここに見
 る所あり、因つて、先づ、官中に齋かせたまふ、三殿、即ち賢所。
 皇靈殿、神殿の御由來を始め、三大節並びに大祭日の、御由
 來並に御祭典次第等を説明して、忠愛の志氣を養はしめ
 ることす。これ、本書の編ある所以なり。

宮中三殿並に祝祭日解説目次

第一篇 三殿並に神樂舎

第一章 賢所

總説 賢所ノ御祭典 御由來 三種神器。鏡劍ヲ倭笠継
 色ニ移シ祀ル。模造鏡劍
 天祖親授ノ鏡劍 伊勢神宮。熱田神宮。 別殿奉安ノ時代 温明殿
 内侍所 神鏡火災ニ罹ル 春興殿 明治以後ノ沿革
明治四年ノ詔。遷座ノ宣命。 臣民参拜ノ事

第二章 皇靈殿

總説 御由來 皇靈殿ノ御祭典

第三章 神殿

總説 八神ノ御名義 八神奉齋ノ起源沿革

起源極メテ遠シ。明治以前ノ沿革。八神殿。神祇官代明治以後ノ沿革。神祇官再興。皇璽ヲ神殿ニ祭ル。天神地祇及ヒ八神ヲ賢所ニ奉安ス。今日ノ神殿ノ稱ヲ廢ス。

神殿ノ御祭典

第四章 神樂舍

總說 内侍所御神樂起源 白河院以後毎年御神樂アリ。足利時代ニハ行ハレザル事モアリキ。明治ノ世。カグラ「カミアンビ」ノ辨 神樂起源 内侍所御神樂次第 東遊起源。現 東遊今ノ東遊

第二篇 大祭祝日

第一章 新年

第一節 四方拜

總說 四方拜ノ名義 神嘉殿神嘉殿。神嘉殿再興。 四方

拜起源四季物語ノ既。弘安禮節ノ既。 沿革 足利時代ノ

四方拜 風星ノ事 庶人ノ四方拜

第二節 朝賀

總說 二日ノ朝賀。朝賀ノ起源 朝賀廢ス 小朝拜

外國使臣朝賀ノ例 弘仁内裏式ノ朝賀次第

第三節 元始祭

總說 元始ノ名義。御祭典次第 元始祭由來 明治三年

ノ詔

第四節 政始

總說 政始次第神宮ノ事 奏賀奏瑞 外任ノ奏諸司ノ

奏 政始由來 明治二年ノ詔 外記政始

第五節 新年宴會

總說 新年宴會次第 新年賜宴ノ古儀元日節會。四宮配。

供御樂 三大節ノ辨

第二章 孝明天皇祭

總說 御親祭次第 孝明天皇御事蹟

第三章 紀元節

總說 御親祭次第 紀元節由來 神武天皇御即位當

時ノ有様 神武天皇御即位ノ年ヲ以ツテ紀元トスル事

世界各國ノ紀元

第四章 春秋二季皇靈祭

總說 御親祭次第 皇靈祭ノ由來皇靈祭記ノ起源ハ遠シ。春秋二季ニ亡國ヲ祭ル。

奉分秋。明治十一年ノ太政官達文。 歷代皇靈御正辰一覽

第五章 神武天皇祭

總說 御親祭次第 山陵奉幣 神武天皇祭由來
荷前ノ幣 山陵修理柴野邦彦説

第六章 神嘗祭

總說 御親祭次第 新嘗祭沿革起源。應仁以降廢ス。再興時代。祭祀ノ三等。

神嘗祭ノ意義 神宮ニ奉ル新穀並ビニ調絹

第七章 天長節

總說 御祭典次第 觀兵式 天長節由來天長ノ字義。支那ノ千秋節。

光仁天皇始メテ天長節ヲ行ハセラル。光仁天皇以後ノ天長節。

今上陛下ノ御聖徳

第八章 新嘗祭

總說 御親祭次第 新嘗祭由來明治元年十一月十五日ノ布告。 沿革

大嘗新嘗ノ別。新嘗祭ノ古儀ノ應仁以後廢ス。 新嘗祭ハ祈年

ノ恩ニ報イ給フナリ會澤安ノ説。岩倉贈太政大臣ノ演説。
神饌行立新嘗祭ノ供御ヲ獻納スルコトヲ許サレ。

附 錄

第一章 祈年祭

總説 祈年ノ班幣 賢所神殿ノ祈年祭 皇靈殿ノ祈
年祭 祈年ノ語義 官國幣社ノ祈年祭 沿革起源。
明治以後ノ沿革。明治以前。

第二章 大 祓

總説 大祓ノ意義 大祓次第 節折意義。沿革節折次第。
祓ノ起源諸尊ノ神座。天種子命天罪國罪ヲ祓フ
六月十二月ノ大祓 大寶以後ノ制以觀儀式ノ制。清祓

維新以後ノ大祓 餘 論神祓トテ忽ニスベカラザル事。
法ト併行セシムベキ事。 衛生消毒等ノ

◎ 皇室令

- 皇室祭祀令
- 登極令
- 攝政令
- 立儲令
- 皇室成年式令

宮中三殿並に祝祭日解説目錄終

宮中三殿並に祝祭日解説

皇典講究所編纂

第一篇

三殿並に神樂舎

宮中に天照大神をはじめ奉りて、天神・地祇・八神、および、
歴代の皇靈等を祭らせ給ふところあり、賢所・皇靈殿・神

殿是れなり。今、この三殿と神樂舎との御由來等を説明すべし。

第一章 賢所

總 説賢所。「かしこごころ」と申す。恐所・畏所・威所・尊所・貴所等、種

種の文字を用ゐたり。今、音讀して「けんしよ」とも申す。御名義は、倭訓葉清谷川士に、「かしこは惶の義也。よつて、中右記に畏所と書り。内侍所ともいふ。内侍の奉仕するをもて也。」といへるが如し。宮城内にて、神鏡を齋ひ奉らせたまふころなり。

賢所ノ御祭典

毎年、正月三日の元始祭、十月十七日の神嘗祭には、天皇陛下、御親祭を行はせたまひ、天長節、祈年祭、新嘗祭等に、それと、御祭典を行はせられ、また、御拜あらせらる。また、毎月旬祭とて、一日、十一日、二十一日の三回、御例祭ありごうけたまはる。

その他、國家の大事ある時は、かならず、奉告祭を行はせたまひ、皇室の大婚、および、皇族の御婚儀等は、賢所の大前において行はせられ、皇子の御誕生、御命名は、これを、賢所に奉告し、五十日にいたるときは、賢所に御參拜あらせられ、また、官吏の命を奉じて海外に使し、ならびに、命を了へて歸朝したる時は、かならず、賢所參拜を仰せ付けらるゝが例なり。

御由來

三種神器

今、其の御由來を按ずるに、往昔、天孫瓊々杵尊の天降らせたまふときに、天照大神の授けさせたまひし三種の神器は、歴代傳承し給ひて、神勅のまに、同床共殿にして齋

鏡劍ヲ
笠縫邑
ニ移シ
祀ル
模造鏡
劍

き祭らせ給ひしを、崇神天皇の御世に至りて、神威を瀆し奉らむことを畏こみて、皇女豊鍬入姫命をして、八咫鏡と叢雲劍とを、笠縫邑に祀らしめたまひ、別に、石凝姥命の裔をして、神鏡を模し造らしめ、天目一箇命の裔をして、神劍を模し造らしめたまひて、天祖親授の八坂瓊曲玉と共に、宮中に留めさせたまへり。

天祖親授
ノ鏡劍

天祖親授の鏡劍は、其の後、垂仁天皇の御世にいたり、皇女倭姫命におほせて、伊勢國度會郡五十鈴川の上に遷し奉らしめたまふ。これ、即ち、伊勢大神宮なり。其の後、叢雲劍は、景行天皇の御世に、日本武尊、之れを奉じて、東夷

伊勢大
神宮

尾張熱
田神宮

を征し、その威徳によりて、野火の災を免れ、駿河の賊を平げさせたまへり。此の縁によりて、草薙劍と申す。尊、歸途、尾張國造建稻種命の家に留めさせたまひて、近江の賊を討ちにご出で立たせたまひ、膽吹山にて、病を獲させ給ひ、遂に、伊勢の能褒野にて、薨じ給ひしかば、尾張國造より、朝廷に奏請して、神劍を尾張の國に齎き奉ることとなりぬ。これ、即ち、熱田神宮なり。されば、天祖親授の神器なる、八坂瓊曲玉は、宮中に、八咫鏡は、天照大神の御形代として、伊勢神宮に、草薙劍は、熱田神宮にいつき祀られて、威靈儼然として、今、猶、古のごとくなるは、いごも

尊き御事ならずや。

六

かくて、何れの御世よりか、宮中なる正殿の神器を、別殿に遷し奉ることとなりぬ。

別殿奉
代安ノ時

按ずるに、宮中なる神器を、別殿に奉せしは、何れの御世なりしか、明らかならず。江家次第には、内侍所者神鏡也、本與主上御同殿中畧垂仁天皇世始御別殿中と見え、禁秘御抄賢所の條にも、垂仁天皇御宇始爲別殿御温明殿中と見え、公事根源にも、同様の文見えたり。されど、古事記、日本書紀等に所見なければ、確實ならず。且つ、温明殿の稱も、垂仁天皇の御世にあるべしともおぼえず。撰集抄

西行法撰には、内侍所をば、御誓の詞に任せて、あるじと同殿におはしましけり。崇神天皇御位の時、恐れをなし奉らせ給ひて、別の殿にうつしたてまつりにけり。宇多の帝の御時より、温明殿にいらせ給へりけり。と見えたり。宇多帝の御時より、温明殿にいらせ給へりけり。といへるは、さる事ながら、崇神天皇の御世より、別殿に奉安せりといへる、なほ確證なし。恐らくは、天祖親授の鏡劍を、倭笠縫に遷し祀られしを、混同せるなる古今著聞集に、内侍所は、むかしは、清凉殿にさだめおかせまゐらせられけるを、おのづから、ぶれいのごともあらば、その恐れあるべしとて、温明殿にうつされにけ

七

り。此の事、いつれの御時のことにか、おぼつかなし。こいへる。なか／＼よろしかるべきにや。

中古以來、これを温明殿に奉安し、後世、大内裏廢れて、里内裏となりてよりは、春興殿に遷し奉りぬ。

温明殿

温明殿の設け、何れの御世より始まりにけむ、決して、禁秘御抄・公事根源等に見ゆるが如く、崇神天皇の御世に始まれるにはあらざるべし。おもふに、必ず、支那交際の繁くなりて、彼の國の制度・風俗等を模倣する世となりての後なるべし。桓武天皇の大内裏を營ませたまふや内裏に、十七殿・五舍を設けさせたまへる中に、綾綺殿と

並びて、宜陽門の西、宜陽殿の北、昭陽舍の南に、温明殿ありき。拾芥抄に、綾綺殿の東七間四面と見えたり。恐ら温明の名は、漢書霍光傳に、光薨、上及皇太后親臨、光喪賜金錢、繪絮、東園温明こあるなごより、神鏡を奉安せむが爲めに、別に設けられたる殿の名とせられたるなるべし。其の故は、七修續稿に、世之古鏡、多出北方、古墓人知而寶之、未知墓出故也。按漢書霍光傳、光之喪、賜東園温明服虔註、以東園爲出鏡之所、予恐温明鏡名也。こいへるなごを考へあはせて、温明の字面の、鏡に縁あること知らるべし。なほ、考ふるに、宇多天皇實錄、寛平二年正月の條に、祭神鏡于温明

殿所謂三種神器其也象日神也世内侍所御祭自此始
と見えたるは、典據を示さざれば、明らかならざれども、
恐らくは、撰集抄などに據りたるものなるべく、未だ俄
に信じがたし、温明殿の設け、既に、桓武天皇の御世に在
り、とすれば、宇多天皇以前、既に温明殿に祭られしにあ
らざるか、猶、後考を俟つ。

内侍所

温明殿を内侍所と申し、轉りては神鏡をも内侍所と申
し奉ることは、倭訓栞にも見えたるごとく、内侍の女官
守護し奉るによりてなり。内侍奉仕の緣由は、江家次第
に、故院○白河被仰云、内侍所神鏡昔飛上欲上天、女官懸ニ

唐衣奉引留是依此縁女官所奉守護也云々と見えたる
が如し公事根源にも同様の文あり。

神鏡火災
ニ罹ル

村上天皇の天徳四年九月廿三日をはじめ、内裏屢、火災
ありし際に、神鏡もまた火に罹らせたまへり。されど、天
徳の焼亡には、調度焼損、其眞猶存、形質不變、甚爲神異。と
日本紀略に見えたれば、この時は、いさゝかも損する所
なかりしに、一條天皇の寛弘二年十一月十五日の焼亡
のさきには、焼損して失鏡形たる由、紀略並に、小右記等
に見えたり。此の後も、屢、火にかゝらせ給ひたれども、改
鑄せしめられず、唐櫃に納め奉りて、賢所に奉安せしめ

たまへり。

春興殿

春興殿は、朱器殿の西、宜陽殿の南にありて、もこ、武具を納められし所なり。神鏡を、こゝに遷させ給ひしは、何れの御世なりしか、詳かならず。名目抄殿舎に、賢所カキコトコロ本號也又内侍所ごあり。又、二水記永正十七年八月の下にも、春興殿を内侍所ごせる事見え、光臺一覽にも、内侍所、今の御殿は假殿也。○中略大内裏すたれて後は、温明殿も無之候間、今のは假殿にて、温明殿の代なり。ご見えたり。名目抄は、洞院實淵の著なれば、足利時代の初めには、勿論、春興殿に奉安せられしなり。

明治以後ノ沿革

かくて、明治二年三月、都を東京に遷させたまふや、舊皇居に遷座し奉り、明治四年九月十四日、詔して、あらたに、神殿を、山里の御内庭に作らせ給ひ、賢所ご皇靈ごを、宮中に安んじ奉られしを、六年五月、皇居炎上ありしに由り、赤阪假皇居に遷させ給ひき。二十二年、今の皇居御造營成りて、遷幸あらせられてより、宮中に遷し奉りて、今の賢所に奉安せらるゝこゝなりぬ。

明治四年九月ノ詔

明治四年九月十四日、皇靈を賢所に移し、御同殿ごなし給はむごせさせたまへる詔に曰はく、

朕恭ク惟ルニ神器ハ天祖威靈ノ憑ル所歴世聖皇ノ

遷座ノ
命時ノ宣

奉シテ以テ天職ヲ治メ給フ所ノ者ナリ今ヤ朕不逮
 ナ以テ復古ノ運ニ際シ忝ク鴻緒ヲ承ク新ニ神殿ヲ
 造リ神器ト列聖ノ皇靈ヲ茲ニ奉安シ仰テ以テ萬機
 ノ政ヲ視ムト欲ス爾群卿百僚其レ斯旨ヲ體セヨ
 又、同月十三日、いよ／＼遷座し奉りし時の宣命には、左
 の如く仰せられたり。宣命使は、太政大臣
三條實美公なりき。
 天皇等ノ大御靈ヲ前年此神床ニ座セ奉リテヨリ天
 皇大御自カラ祭ラセ給ヒ齋キ給ヒ官々怠ルコトナ
 ク過ツコトナク仕ヘ奉ラシメ給フ物カラ古ノ則ツ
 任ニ改メ正シ厚ク尊ミ親シク祭ラセ給フトシテ今

臣民參拜
ノ事

年ノ九月ノ今日ノ生日ノ足日ニ大朝廷ノ内ニ座ス
 天津璽ノ神寶ノ同シ神床ニ座奉ラムカ爲ニ云々
 されば、この時は、賢所に、歴代の皇靈をも合せ祀らしめ
 たまひしが、宮城御造營の時、皇靈殿並に神殿を、賢所の
 左右、即ち東西に建てさせたまひて、別々に齋き奉らせ
 給ふ事となりぬ。皇靈殿は西
神殿は東
 臣民に、賢所の參拜を許されたる例は、惟房公記、天文十
 一年三月一日壬午の條に、「早旦行水如例、雨儀依不谷期、
 内侍所月詣懈怠」の文あり。百一錄にも「寶永七年十二月
 十七日節分市中輩、内侍所參詣、當年停止」○これは、東山天
皇崩御のためな

その文あれば、いつの頃よりか、臣民にも参拜を許されたる事知らる。おもふに、應仁以降、皇室式微にして、内裏の垣端破壊し、三條橋上より、内侍所の御燈を拜するここを得るに至り、紫宸殿前なる、左近櫻樹の下に、市人、茶店を設けて、煎茶を賣るといふが如き様となりて、おのづから、市民の内侍所のあたりまで立ち入りて、参拜せしが例となりて、徳川時代には、一般の市民にも参拜を許されしものか。いごもかしこき事にこそ。

第二章 皇靈殿

總説 皇靈殿(くわうれいでん)は、神武天皇をはじめ奉りて、御歴代の皇靈、並に、皇后、皇妃、皇親の御靈を鎮齋し給へる所に、して、賢所の西に在り。さて、皇靈を奉祀することは、上古以來、これあり。雖も、特に皇靈殿を設けて祭らせたまふことは、明治以後のことなり。明治二年六月二十八日、今上天皇陛下、御みづから、百官、羣臣をひきあさせ給ひて、神祇官に行幸せさせたまひて、天神、地祇、及び、歴朝の皇靈を御親祭あらせられ、祭政一致の御旨を以つて、國是の大基礎を定めたまへることを告げ奉り、つひに、神祇官中に、神殿

皇靈殿ノ
起源沿革

を建てさせたまひ、同年十二月十七日を以つて、八神及び天神地祇と共に、歴朝の皇靈を、此の神殿に祭らせ給ひぬ。これ、今日の皇靈殿の起源なり。翌明治三年正月三日、此の神殿の御前において、祭典を行はせられ、明治四年九月十四日に至り、皇靈をば、宮中なる賢所に遷座し奉られき。明治六年五月、皇居炎上ありしに由りて、赤坂假皇居に遷らせたまひ、明治十年には、歴朝の皇靈の外に、更に、皇后皇妃皇親の靈をも、皇靈殿に合祭し、明治十八年には、後に尊號を上れる天皇の靈をも、合祭せしめ給へり。かくて、明治二十二年、皇居御造營成りて、今の宮城に遷幸せさせ給ふに

及びて、皇靈殿も、従うて、今の賢所の西の方なる御殿にうつらせたまふこととなりぬるなり。

皇靈殿
御祭典

元始祭・孝明天皇祭・紀元節・春秋二季の皇靈祭・神武天皇祭等には、御新祭をおこなはせられ、天長節・親嘗祭、其の他には、御祭典あり、御拜あらせらるゝ御例なりとぞ。これ、みな報本反始の大孝を申べさせたまふ所以にして、あふぎ尊むべき御ことなり。

第三章 神殿

總 說 神殿(しんでん) 古へは八神殿と稱して、單に八神を齋ひ奉りしを、今は、八神及び、天神・地祇をあはせ祭り給ふ所に、して、賢所の東に在り。八神とは、延喜式九神祇に見えたる、御巫祭神八座にして、神産日神・高御産日神・玉積産日神・生産日神・足産日神・大宮賣神・御食津神・事代主神の八柱をいふ。此の八神は、祈年祭の祝詞にも見えて、天皇の御身の守護のために、齋ひ奉り給ふ神なり。

祈年祭祝詞

祈年祭の祝詞には、大御巫能辞竟奉皇神等能前爾白久神魂高御魂生魂足魂玉留魂大宮乃賣大御膳都神辞代

主登御名者白而辞竟奉者皇御孫命御世乎手長御世登
 堅磐爾常磐爾齋比奉茂御世爾幸閉奉故皇吾陸神漏伎
 命神漏彌命登皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辞竟奉久登
 宣見えたり神産日神高御産日神は天地萬物を造り
 たまへる神なり。ムスは産にて、ヒは靈なり。萬物を造り
 たまふ奇妙の靈徳をいふ。日は借字なり。カム・タカ、共に
 尊みていふことばなり。玉積産日神は、靈魂の浮れゆく
 を留め、身體に鎮むることを主る神。タマは靈にて、ツメ
 はトメ(留)に通ふことば、産日は前にいへるが如し。玉積
 は、固より借字なり。生産日神は活動を主り、足産日神は

八神ノ御名義

豊満を主り、大宮賣神は天鈿女命の別名にて、心和樂し
 て憂苦なく、靈魂を平かに、身體を安からしむる神なり。
 御食津神は食物を主り、事代主神は皇室守護の神なり。
 コトシロは言の信なり。即ち、この神は、大國主命の御子
 にましまして、天神の勅命に、違ひ背きまをさじごちか
 ひたまひし、言の信を立てむご、其の乗りたまへる船を
 踏み傾けて、青柴垣にかくり坐せるゆゑに、事代主ごは
 申すなり。

八神奉齋ノ起源

日本書紀に、高皇産靈尊因勅曰、吾則起樹天津神籬、天津磐
 境、當爲吾孫奉齋矣。汝天兒屋命、太玉命、宜持天津神籬降於

起源極
シメテ遠

葦原中國亦爲吾孫奉齋焉。こある天津神籙は、即ち八座の神位にして、磐境は神位を奉安する處なりといへば、古事記傳

に、かの神籙磐境は、後に神祇官西院に八柱神を祭賜ふ濫觴なりと或人の云るぞ宜き其は古語拾遺、神武天皇段に、爰仰從皇天二祖之詔、建樹神籙、所謂高皇產靈神皇產靈魂留產靈生靈足產靈大宮寶神事代主神御膳神已上今御巫所奉齋也云々とある從皇天二祖之詔は、正しくかの神代卷なる詔を云り、その起源極めて遠しといふべし。往古は中臣

明治以
後ノ沿
八神殿

齋部の二氏、其の祭法を傳へ來しを、中世以降、神祇官の西院に齋ひ奉り、これを八神殿と稱せり。後世、皇室の衰へさせたまふと共に、諸司百官、大概空名となり神祇官の如きも、たゞ衰へに衰へ行きて、正親町天皇の頃には、既に官舎は無くなりけるなるべし。伯家されは、八神殿の如きは、部類

神祇官代

ト部氏、私に、京都吉田村神樂岡に奉齋して、齋場所と號したりしが、天正十八年に至りて、勅許ありて、神祇官代と稱し、八神の御神體は、白川神祇伯邸内に鎮祭し、皇室より、内々御手許金を賜はりて、宮垣を修覆し來れるを、同家の臣白井帶刀、御神體を盗み、一條兼香に贈りしが、其の子道香、之れを伯家に返され、寶曆元年十一月十一日、八神殿再興あり、明治四年九月、神祇省より、右の八神殿を當省神殿へ遷座せらるゝ旨仰出され、同年十二月十五日、神祇省より、伯家鎮座の八神を、東遷し奉るに依りて、右請取りの爲め、門脇神祇少輔を差遣はさるゝ旨を、白川大學典資訓へ達せ

明治以後
ノ沿革

神祇官
再興

皇靈ニ
祭ル
神祇
及
天
地
祇
及
八
神
賢
所
奉
安
ス
ニ
ラ
ビ
ラ
ビ
ラ
ビ

られ、御神體を、東京神殿に奉迎せり。伯家の功勞、大なりと謂ふべし。かくて、明治中興の初め、大寶の制に復して、神祇官を置かれ、明治二年六月二十八日、神祇官に行幸あり、天神、地祇、及び、皇靈を御親祭あらせられ、祭政一致の國是を定めらるゝ由を告げ奉り、同年十二月十七日を以つて、八神、及び、天神、地祇と共に、歷朝の皇靈をも、此の神殿に鎮祭せられたれども、同四年八月八日、神祇官を神祇省と改め、太政官の下に列せられ、同五年には、神祇省廢せられたるを以つて、八神、及び、天神、地祇を、宮中に遷し奉りて、假りに賢所に奉安せられ、同年十一月廿七日、從來、天神、地祇と八

八神殿
ノ稱
ヲ
廢
ス

今日ノ
神殿

神とは兩座に祭られしを、合祀せられ、同時に、八神殿の稱を廢して、更に神殿と稱せらるゝ事となりぬ。かくて、明治六年、皇居炎上の際、賢所の、赤坂假皇居に遷らせ給ふと同時、神殿も、赤坂假皇居に遷らせ給ふ。かくて、明治廿二年、皇居を今の宮城に遷させ給ふに由り、賢所も宮中に遷らせ給ひ、神殿も、また、その東殿に遷らせたまふ、これ、即ち、今日の神殿なり。

神殿ノ御
祭典

一月一日には、天皇陛下、賢所、並に、皇靈殿と同じく神殿を拜したまひ、一月三日の元始祭、春秋二季の皇靈祭等には、御親祭の典を擧げ給ひ、祈年祭、天長節、新嘗祭等にも、御

祭典を行はせらるゝ等賢所皇靈殿と同じく尊崇せさせ給ふ。これ偏に、陛下の國風を重んぜさせ給ひて、神祇を崇敬したまふ、有りがたき思召なれば、國民たるもの、宜しく、この大御心を體し奉るべきなり。

第四章 神樂舍

總説 神樂舍(かぐらしや) 御神樂を行はせ給ふ所なり。六月十二はも、ここに行はせらるゝぞ。古へは、内侍所御神樂と稱して、別に殿舎の設けなく、温明殿の庭上にて行はせられしが、今は、賢所の前に、別に設けられたり。

内侍所ノ御神樂起源

内侍所の御神樂の事は、禁祕御抄賢所の條に、「自一條院御時、十二月有御神樂。但多隔年行之。近代、毎年有之。新所之時、或被行之。又有臨時御神樂。例云々」と見えたるにて、其の大略を知るべし。江家次第中右記公事されど、其の年を記さざるを、一代要記六條に據れば、長保四年五月五日、内侍所御

白河院以後毎年有御神樂

神樂始行。見えたり。爾來隔年に行はれ來りしを、白河院の承保年中より、毎年十二月吉日を撰びて行はるる事になりたる由、中右記、歷代皇紀、皇年代略記、年中行事祕抄、公事根源等に見えたり。なほ、恒例の外に、臨時の御神樂ありける由は、禁祕御抄にも見えたるが如し。されど、皇室の式微と共に、恒例の儀式も、多くは廢絶に歸したれば、内侍所の御神樂も、或は行はれ、或は行はれぬことありける由は、惟房公記、天文十一年三月十一日壬午の條に、今夜内侍所、御神樂也。去年、惣用之儀不、相調之間、至當年延引也。見えたるにても略察せらるべし。

足利時代ニハ行ハレタリトモハアリキ

明治ノ世

かくて、今の明治の御世にいたりては、賢所の御前に、別に神樂舎を設けたまひて、孝明天皇御例祭、紀元節、および十二月中旬等、いづれも御神樂をおこなはせらるゝ御例なりといふ。

「カグラ」
「カミマソビ」
ノ

神樂を、今は、専ら、カグラと訓めども、古くは、カミアソビといへり。其の説は、橘守部の神樂入綾に、賀茂氏の神樂歌考云、神樂の二字、かみあそびと唱ふべし。是れをかぐらと云は、かんらくと云文字音より出たるなり。樂をらくの音によぶは、太平樂、五常樂等の類也。今按に、此説の如し。此外に云ふことは、わろかり。(中暑)今此神あそびと、

云も、樂しきわざして、神の御心をなだめ奉るより云て、
 管絃は、其中にこもるにこそあれ。管絃をあそびと云故
 に、然か唱ふるにあらず。云々以上いへり。されど、伴信友
 の迦具良考には、古書に、神樂と書たるを、カミアソビと
 訓へきよし。古今集に、かみあそびのうたごあるに據り
 て、縣居翁、鈴屋翁の、既に委しく辨へ説はれたるは、まこ
 ちにさる事にて、古意をもてよまば、しか云ふべきこと
 わりながら、古より、神樂と書て、カグラといへる成語も、
 證ありてきこゆるを、今試に論はむとす。といひて、諸書
 を引證せられたり。比古婆衣十九の卷に見ゆ説長ければ略す。されば、カグラとい

ふことも、古きことにて、決してあしきにあらず。

源神樂ノ起

神樂は、上古より以來、神祇を祭る舞樂をいふ稱にて、天
 照大神の素戔鳴尊の暴横によりて、天石窟あまのいはやに籠らせた
 まひし時、八百萬神、愁ひ迷ひて、岩窟戸いわやまの前にて、種々の
 所業をして、禱ねがき奉る時に、天鈿女命の、天香山あまのかみの天之日
 影かげを禊きよに繋けて、天之眞まこと拆わかをかたとして、天香山の小竹葉こたけ
 を手草てぐさに結むすひて、覆槽ふくそう伏ふせて、踏ふみ漚あかして、歌ひ舞ひた
 る古事を基もととして、和琴、和笛等の樂器に合せて、古く傳
 へたる歌謠をうたひ、又舞ひけるなり。さて、内侍所の御
 神樂の次第は、庭上の左右に、本方、末方の座を分ち、左方

内侍所御
神樂次第

とし右方歌人、音頭の人、笏を末とす。和琴、横笛、篳篥等、所役の人列座す。人長にんぢやうと稱して、冠袍を著け、裾を曳き、太刀を帯びたる者、必、近衛府の官人の所役とす。出て、鳴高し、御火白く献れなさいひて、自己の姓名を稱し、此を名對面と云ふ。琴、笛、篳篥の召人、并、歌人等を、各別に召出て、其能を試み了て、取物の神樂を始む。韓神了て、人長起て舞ふ。酒一巡の後、才男を召され了て、狹居張歌をはじむ。其駒了て、人長起て舞ふ。了て、人長及び召人に、祿を賜ふ。當夜は、主上、温明殿に渡御ありて、御拜あり、并に、觀樂の御座に就き賜ふ。此、歌舞音樂略史に、古本神樂譜、江家次第を引きていへるが如し。なほ、方今の行

事は、明治年中行事に詳にして、神前の供物等は、宮中儀式略に詳なり。就きて見るべし。

東遊

東遊あづまあそび 又、東舞あづままひともいへり。これは、本、東國の風俗に合はするが故に、かく名づけたり。

起源

三代實錄五貞觀三年三月十四日、東大寺の大佛供養の條に、近衛壯齒者廿人東舞。といへるを、物に見えたる始めなるべき。次ぎには、宇多天皇始めて、十一月の賀茂臨時祭を起させ給ひし時、此の舞を用ゐられたり。其の後、朱雀天皇の天慶五年四月、將門純友が逆亂の報賽として、石清水の臨時祭を創めさせ給ひし時にも、東遊を用

現今ノ東遊

みられてより、兩社臨時祭の常儀となり、爾來、此の舞は、
 神事にのみ行ふ如く成り來れり。歌舞音略史 今おこなはせ
 らるる東遊は、舞人(樂師)六人、皆小忌衣をみこぎい 袍の上に著るものに、
形は狩衣に似、被の中央に、紙捻をつけ、 右の肩に、赤紐二條をつけたるもの、を著、櫻と山吹との挿頭
 花を挿し、和琴(樂師)一人、拍子(同一人)笛(同一人)篳篥(同一
 人)附歌(同一三人)琴持(同一二人)等の雅樂に合はせて、一歌二
 歌・駿河歌・求子歌・大比禮等の曲を舞ふものなりとぞ。

第二篇 大祭祝日

明治六年、五節句を廢して、天長節・紀元節等を、祝日と定
 められてより、次々に定められたる、大祭・祝日少からず。
 今、其の起原沿革、並に、宮中に於ける、御祭典の御次第等
 を説明すべし。

第一章 新年

新年 宮中に於いて行はせらるる新年式には、四方拜・朝賀・元始
 祭・政始・新年宴會等あり。これらの儀式、古へは、多く元日に
 行はせられたれど、今は、一月一日より、五日に亘りて行は

せらるるなり。今、其の御次第、並に沿革等を説明すべし。

第一節 四方拜

總説

一月一日、時刻に、時刻は一定せられず。時々、官報にて發表せらる。大概、早旦と知るべし。天皇陛下、

天地・四方・山陵を拜し給ひて、年災を禳ひ、寶祚をも祈らせたまふゆゑに、四方拜と申す。この日、早旦、宮内省の官員承りて、神嘉殿の南庭に幄舎を設け、其の内に簀薦を敷き、御屏風二雙を立て廻らし、其の中に御座を設け、燈臺二基を供へさせらる。陛下には、當朝、時刻にいたりて、出御あらせらる。先づ綾綺殿におかせられて、御束帶を召させ給ひ、それより、設けの御座に進ませたまひて、御拜あらせらる

るなり。

四方拜ノ名義

四方拜の稱は、四方を拜し給ふ義に取りたるなれども、單に、四方を拜し給ふのみにはあらで、伊勢神宮を始め奉り、天神・地祇・四方の諸神社、及び、山陵をも拜したまふなり。なほ、これを詳にすれば、先づ、皇太神宮・豐受太神宮を拜し、次に、天神・地祇を拜し、又、神武天皇の御陵、及び、孝明天皇の御陵を拜し、其の他、四方の神社、即ち、氷川神社・武藏國の一宮にして、上下賀茂神社、京都の産土神、男山八幡宮、鹿島は武甕槌命、香取は經津主命、其を祭る。鹿島・香取の兩神宮、鹿島は天孫降臨の大業を助け奉りし神等を拜し、又、其の他の山陵を拜し給ふなり。かくて後、賢

神嘉殿

神嘉殿廢ス

所皇靈殿神殿を拜し給ひ畢りて、入御あらせ給ふ。
 神嘉殿(じんかでん)は、もと中和院の一部なり。中和院は、
 又略して中院ともいふ。眞言院の東、内裏の西隣に在り。
 神嘉殿は、即ち其の正殿にして、神じん今食いまじき新嘗祭にんじやうさいなごに、
 天皇御親祭を行はせらるる所なり。後世、神嘉殿なかり
 し時は、新嘗祭等をも、紫宸殿にて行はせられたること
 もありき。後櫻町天皇元文五年十一月の新嘗祭は紫宸殿にて行はれたりき光格天皇の寛政三
 年に至りて、神嘉殿を再興せられて、舊例に復せられた
 り。明治の御世となりて、東京遷都の後、同五年に至り
 て、山里の御内庭に、神嘉殿を御造營あらせられしか、皇

神嘉殿ノ再興

居炎上の後は、暫くこれなかりしを、明治二十二年、今の
 皇居に御還幸あらせられて後は、三殿賢所神殿 皇靈殿の西の
 方に、神嘉殿をも御造營あらせられ、舊儀の如く、新嘗祭
 を行はせられ、又、近年は、前述の如く、四方拜等も、其の南
 庭に於いて行はせらるる事となりぬ。

かくて、四方拜畢りて、入御の後、晴の御膳を聞召し給ひ、定
 刻より、正殿に出御まし、て、親王以下諸臣の拜賀を受
 けさせたまふ。

四方拜ノ起源諸説

抑、四方拜の儀は、何れの御代より始まれるといふこと、詳
 ならず。或は、崇神天皇の三年に始まるといひ、或は、垂仁天

皇の十一年に始まるといひ、又、宇多天皇の寛平年中に始まるといへど、いづれも確實ならず。但し、宇多天皇御記に、
仁和五年○寛平元年正月元日寅の刻、天地四方山陵を拜し給ひしこと見ゆれば、當時既に、四方拜の御儀式ありけることは疑ひなし。

四季物語ノ説

崇神天皇の三年に始まるといふは、鴨長明の四季物語の説なれども、此の書は、近代の偽書なれば、據り難し。垂仁天皇の十一年に始まるといふは、異本弘安禮節に、大和比咩世記を引きていへる説なれど、倭姫命世記は、信偽混淆の書なれば、これ、また、確證とはなし難し。宇多天

弘安禮節ノ説

本朝通鑑ノ説

公事根源ノ説

皇寛平年中より始まるといふは、本朝通鑑にも、寛平元年春正月朔寅刻、天皇拜天地四方、唱屬星名、拜山陵。先是、雖有四方拜事、而至是稍詳。自此後大抵以爲定例。こあれど、その典據を記さず。宇多天皇御記に、據りたるものか。且、此の文にては、宇多天皇以前に、四方拜のありける證とはなれど、濫觴とはいふべからず。公事根源四方拜の條に、この事、いつはじまるとも見えず。仁和五年正月寅の刻に、天地四方屬星山陵を拜し給ふよし、宇多の御門の御記に載せられたれども、濫觴とは見えず。又、皇極天皇、雨を祈りたまふとて、南淵の河上に行幸ありて、四方を拜し給ひければ、

雨五日まで降りけるよし、日本紀に載せられたれば、これなどをや、はじめとも申すべからん。と見えたるは、さる事ながら、皇極天皇の雨を祈らせたまひしは、元年八月朔日のことにて、一月一日の四方拜の起源とはいふべからざらむ。さはいへ、當時既に、天地四方を拜して、年災を禳ひたまふやうの習慣の行はれたることの證には、なりぬべし。按ふに、四方拜の儀の如きも、支那風の漸く行はれたる時に於いて、始まりしものなるべし。

沿革

古代に在りては、上御一人の行はせたまふのみならず、仙洞御所は申すまでもなく、攝關大臣家を始め、庶人に至る

まで、其の分に應じて、各この儀を行ひたるものにて、江家次第等の書に、其の儀式作法を載せたり。然るに、近世に至りては、士庶人の間には絶えて、稀に、京都の或家などには行はれしよしなるを、ひこり、朝廷に於いてのみ行はせらるる、重き御儀式となり、維新前には清涼殿の東階の前なる、御庭に於いてこれを行はせたまひ、東京遷都の後、宮中賢所の前庭なる、神樂舎に於いて行はせたまひ、今の皇居明治二十二年新築落なりて後は、神嘉殿の前庭にて行はせらるること、前に述べたるが如し。

足利時代
ノ四方拜

足利時代に於ける御儀式のあり様は、四方拜といふ事

は、元正の寅の刻に、皇すめみこと屬星をこなへ、天地四方山陵を拜し給ひて、年災をも拂ひ、寶祚をも祈り申さるる儀にて侍るにや。清涼殿の東階の前砌の外に、御屏風を建てめぐらし、その中に、御座三所をまうけ、その前に、白木の机をおきて、香華燈などをなへ、此所にして、御拜の儀式あり。昔は、殿上の侍臣なども、四方拜をはしけるにや。近比は、○足利時内裏仙洞攝關大臣家などの外は、さる事もなきなり。云々云々公事根源に見えたるにて知るべし。

屬星ノ事

屬星とは、北斗の七星の事にて、江家次第に、子年貪狼星字司命 丑亥年巨門星字貞寅 寅戌年祿存星字祿會 卯酉年文

庶人ノ四
方拜

曲星字微 辰申年廉貞星字衛不 己未年武曲星字寬大 午
年破軍星字持大 子見えたり。なほ、江家次第に見えたる、
庶人の儀は、左の如し。

庶人儀 卯時前庭敷座云々

北向拜 屬星 向乾拜 天 向坤拜 地

次四方、次大將軍、天一、太白。以上再拜。次氏神、竈神。可加
先聖、先師墳墓。又説曰、先聖、先師不可用文學。志人可拜之。

後世、庶人の儀は廢れたれども、歳首に、歳徳神を拜し、又
は、吉方詣なといひて、民間に行はるるは、屬星を拜する

儀の遺風ともいふべくや。

参考 四方拜次第(官報)

午前第四時宮内省官員御裝飾ヲ奉仕ス(神嘉殿南庭ニ豫テ屋ヲ設ク)
其儀豫設ノ屋ノ中央ニ簀薦ヲ敷キ御屏風ニ雙ヲ立回シ中ニ御座
ヲ設ケ燈臺ニ基ヲ供ス

同第五時三十分

出御

御手水御劍御秘御草鞋御笏等侍從奉仕ス

御拜畢テ 賢所 御拜

第二節 朝賀

總 說 朝賀は、古へは「みかどをかみ」と訓じ、又、音讀して「てうが」と

いふ。歳首に、天皇、群臣の賀を受け給ふ儀にして、朝拜、又、
一日ノ朝賀

拜賀とも稱す。其の儀、一月一日、午前時刻に、兩陛下、鳳凰
の間に出御あらせられ、親王、王、同妃各殿下、宮内省親任官、
公爵、從一位、勳一等、一等官、侯爵、正二位、二等官、同夫人、並に、
奏任官の拜賀を受けさせらる。をはりて、親王以下各員を
從へさせられ、正殿に出御あらせらる。正殿には、右に 天
皇陛下の玉座あり。左に 皇后陛下の御座あり。右には、東
宮親王、王殿下を始め奉り、侍從武官長、侍從侍從武官、近衛
佐官、宮内大臣、侍從長、式部長官、式部次官等侍立し、左の方

には東宮妃・親王妃殿下を始め奉り、典侍・皇后宮大夫・皇后宮主事等侍立す。かくて、大勳位・親任官・同待遇・公爵・從一位・勳一等・一等官・侯爵・正二位・二等官・辟香間祇候・錦鷄間祇候・同夫人・准勅任・雇外國人・勳三等以上の外國人・同夫人・神佛各宗派管長の拜賀を受けさせられ、次に各國大使・公使・同館員、並に夫人の拜賀を受けさせらる。されば、當日、天皇陛下には、早朝、四方拜を行はせらるるより、百官の拜賀を受けて、入御あらせらるるまで、殆んど終日御休憩の御暇あらせられぬまでに、御勤勞を厭はせられぬ大御心のほど、いごもかしこき事ならずや。

二日ノ朝賀

かくて、二日にも、午前時刻にいたりて、正殿に出御あらせ給ひて、伯爵・從二位・勳二等・子爵・正從三位・勳三等・男爵・正從四位・同夫人の拜賀、次に、三等官・四等官・五等官・准奏任・雇外國人、並に勳四等以下六等以上の外國人の拜賀、次に、貴族院衆議院正副議長および議員、六等官以下九等官以上奏任待遇の神職、非役正五位以下從六位以上、同勳四等以下六等以上、門跡寺院の住職の列立拜賀あり。貴族院衆議院正副議長及び議員は、西溜の間に整列す。六等官・陸海軍將校・同相當官より寺院住職に至るまで、禮裝したる千百の文武官が、宮殿に列立せる中間を、兩陛下通御あら

せられて、同時に拜賀を受けさせ給ふ。此の外、非役正七位以下、同勳七等以下は、参内して祝賀を申上ぐべき定めなり。又、在地方の高等官、並に、有爵、有位、有勳者は、賀表を奉るべき定めなり。

源朝賀ノ起

抑、歳の始めに、天皇を拜み奉る儀式は、何時の頃より始まれるか。公事根源に、神武天皇元年正月一日、橿原宮を建て、始めて位に即かせ給ひける時、宇摩志摩治命天瑞を奏せらるるよし、日本紀に見えたり。これなどをや、始めども申へき。とあれど、此の事、日本紀には見えす。舊事紀に見えたる、御即位の儀の、やや似たる事あるを、かくいへるなる

朝賀廢ス

べく、確説とはいひがたし。その、正史に見えたるは、孝徳天皇紀に、大化二年春正月甲子朔、賀正禮畢。とあるが始めなるべし。公事根源にも、是ぞ、誠の朝拜とは申すべからむ。といへり。されど、大化以前にも、既に元日の儀式有りし事は、推古天皇紀に、十一年十二月壬申、始行冠位。云々唯元日著。誓華。と見えたるにても知るべく、従つて、新しき歳の始めに、天皇を拜み奉る儀の、上古よりありしものなる事を、想像すべきなり。かくて、文武天皇以後は、其の儀も大いに整ひ、歴世、大極殿に於いてこれを行はれたりしを、一條天皇の正暦四年以後は、此の儀の行はれたる事、所見なく、ただ、

延喜以前より、何時と定かに清涼殿の東庭にて、關白大臣以下、殿上の侍臣のみ拜禮あるを、小朝拜と稱して、明治以前まで、絶えず行はれたりき。

小朝拜

小朝拜といふは、公事根源に、朝拜を略するによりて、小朝拜とは申にや。されば、朝賀有る年は行はれざる事なんかし。と見えたれど、詳しからず。小野宮年中行事、小朝拜の條に、若、有朝賀之時、還宮之後、亦有此事。と見え、公事根源階梯にも、朝賀畢、還御於御殿、有小朝拜也。先例多如此。とあれば、古へは、朝賀と小朝賀と、併ひ行はれたるが如し。

外國使臣朝賀ノ例

朝賀に、今は、外國使臣をも延見し給ふ事、前に述べたるが如し。但し、此の事、古へもありけるなり。持統天皇紀に、三年春正月甲寅朔、天皇朝萬國于前庭。と見えたる、その一例なり。弘仁の内裏式にも、群官客徒等再拜と

弘仁内裏式ノ朝賀次第

今、朝儀の最も盛に行はれし、嵯峨天皇時代の、元正朝賀の式の大略を弘仁内裏式に據りて記したる、小中村博士の文を掲げて、古今を對照する便とすべし。
當日、大極殿に高御座を設け、又、皇后の御座を、其の東幔の後に設く。龍尾道上には、中央に銅鳥幢、東に日像幢、朱雀、青龍旗、西に月像幢、白虎、玄武旗を樹て列ね、近衛兵衛の武官、

階下に陣列し、外辨の鼓を槌てば、諸門皆開く。召鼓を槌てば、群臣參入し、各庭上に設けたる版位に就きて、列立す。天皇、後房の小安殿（かみやす）より、高座（たかざ）に入らせ給ひ、椅子に著御まします。皇后亦高座に就き給ふ。殿下に鉦を撃てば、執翳（しやく）の女嬬十八人、左右より進みて、高御座の帳前に至り、翳を以て、御帳の上方を掩ふ。此れ、宸儀を輒く顯はすまじき爲也。次に、褰帳の命婦二人、御前に進み、御帳を褰ぐ。執翳の女嬬、次を以て退けば、宸儀始て見はれ給ふ。武官警を稱し、群臣磬折す。（磬をひる也）主殿圖書各二人、東西より出て、庭上に設けたる爐に就て、香を焼く。皇太子、御座前に跪き、新年の賀詞

を述べ給ひ、階を下りて再拜し給ふ。次で、侍從を以て、新年の宣命を宣らせ給ふにより、皇太子、更に、稱唯再拜・舞踏再拜ありて、幄に入り給ふ。典儀再拜と稱し、贊者承傳すれば、庭上に列立せる王公百官、再拜す。次に、奏賀者一人、列を離れ、進みて新年に拜禮する旨を申奏し、位に復すれば、群臣・蕃使等、再拜す。又、奏瑞者一人、進みて、昨年、嘉瑞（靈龜・白雉・慶雲の類を云ふ）を、諸國司より上奏したる事どもを申奏す。次に、宣命使、庭中の版に就きて、親王・諸王・百官人、及、諸百姓（人民一般をいふ）に、新年の新月の新日に、萬福を平らけく長く受けよとの詔旨を宣れば、王公百官、共に、稱唯再拜・舞踏再拜す。武官、各、立て、

旃を振り、萬歳と稱す。其聲調と式に注したれば、直ちに萬歳とは謂はざるなり。典儀再拜と稱し、贊者承傳すれば、群臣又再拜す。次に、侍從、御前に進み跪き、高聲にて禮畢と稱す。殿下に鉦を撃てば、命婦、女孀、左右より御前に進み、翳を奉じ、帳を垂る。天皇、皇后、後房に歸り給ひ、殿下にて退鼓を槌てば、群臣退出し、諸衛の武官、鉦を撃て陣を解く。是れ、此禮式の要略なり。以上

第三節 元始祭

總説 元始祭は、一月三日、宮中賢所、皇靈殿、神殿の三前に於いて、御親祭を行はせたまひ、皇位の元始を祝し、報本反始の誠

を致させたまふなり。故に、元始祭と申すこと。

元始ノ名義

元始といふ御名は、古事記の序文に、元始、綿邈、頼先聖而祭^ス、生^ニ神^ヲ立^テ人之世^ニとあるによらせられたるものなりといふ。

神社祭式に、元始祭、一月三日、此日、宮中ニ於テ、賢所並天神、地祇、御歴代皇靈ヲ、御親祭アラセラル。是、天津日嗣ノ本始ヲ祝シテ、歳首ニ祀リ給フ義ナルヲ以テ、元始祭ト稱ス。と見えたるにて、御名義を知るべし。

御祭典次第 其の御祭典の次第は、當日、午前時刻に、三殿の御裝飾を仕へ奉り、大眞賢木を御門の左右に建つること、常の如くし、

次に、宮内省の官員著床。次に、三殿の開扉をなし奉る。この間、音楽を奏す。次に、神饌、および御幣物を供へ奉らせ給ふ。この間も、音楽を奏す。かくて、陛下には、豫ねて御潔齋遊ばせられ、時刻にいたりて、出御あらせたまひ、先づ、綾綺殿に於いて、御束帶を召させられ、御手水の儀等ありて、それより、賢所の御前に進ませ給ふ。掌典長は御先導をなし奉り、侍従は、御裾、又は、御劍、御笏を捧げて、隨従し奉る。これより、御幌の中に入らせたまひて、御玉串たまじを奉り、御拜ありて、御告文を奏せさせ給ひ、御鈴の儀あり、畢りて、皇靈殿の御前に進ませたまひ、次に、神殿の御前に進ませた

まふ。其の御儀、略賢所の御前に異なる事なけれど、ただ、御鈴の儀はなしと承る。すべて、九重雲深くして、委しき御事は、草葬の伺ひ奉るべきに非ず。かくて、御拜畢りて、入御あらせたまふ。入御の御次第は、出御の時に同じ。天皇陛下入御の後、皇后陛下、御玉串を奉らせたまひ、御拜畢りて入御。次に、皇太子殿下、同妃殿下の御拜あり。次に、親王、諸王、大臣、其の他、親任官、勅任官、並に、宮内省の官員、麝香間祇候等のひこぐの拜禮あり。畢りて、神饌、並に、御幣物等を撤す。この間もまた、音楽を奏すること、献饌のときのごとしとぞ。次に、三殿共に閉扉し奉る。此の間

も音楽を奏す。御祭典は、是れにて畢り、正午より、有爵者より以下、判任官及び判任以上の待遇を受くる人々の参拜ありて、其の儀全く終るなりとぞ。

元始祭ノ
由來

抑、この御祭典の儀は、明治維新の後、神祇官を再興せられ、其の三年正月三日に、八神・天神・地祇及び歴代の皇靈を鎮祭せしめられ、皇位の元始を祝ひ奉る御祭典を行はせられたるが始めにて、翌四年正月三日にも、天皇陛下、神祇省に行幸まし、御親祭あらせられたり。かくて、五年の正月三日よりは、元始祭の御名稱を用ゐさせたまふ事となりて、年々の御例となり、且つ、其の式を頒布して、全國

の官國幣社より、府縣郷村社に至るまで、皆この祭を行はしむることとなりぬ。されば、元始祭は、明治五年以後の御例の如くなれども、實は、明治三年に始まれることを知るべし。但し、當時賢所及び皇靈殿は、宮中にましましてしを以つて、天皇陛下には、先づ、宮中の御親祭を行はせ給ひ、次に、神祇省に行幸あらせられて、八神・天神・地祇を祭らせ給ひき。かくて、同年四月、八神・天神・地祇も、亦、宮中に御遷座あり。其の十一月には、八神・天神・地祇の兩座を合せて、單に神殿と稱し奉ることとなりしを以つて、翌六年一月三日よりは、宮中に於いて、賢所・皇靈殿・神殿の三前を祭らせた

まふこととなりぬ。これ、現行御儀式の由りて始まるところなり。三殿の事は、前篇に委しく述べたり。

明治三年ノ詔

明治三年正月三日、鎮祭の詔は左の如し。

朕恭惟、大祖創業、崇神明、愛撫蒼生、祭政一致、所由來遠矣。朕以寡弱、夙承聖緒、日夜怵惕、懼天職之或虧。乃祇鎮祭、天神地祇、八神暨列皇神靈、于神祇官、以申孝敬。庶幾使億兆有所矜式。

元始祭次第 (官報)

午前第九時御殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス

次式部職官員著床

次 賢所 皇靈殿 神殿開扉

此間奏樂

次神饌及御幣物ヲ供ス

此間奏樂

同第十時

出御

先是親王王大勳位親任官公爵從一位勳一等官侯爵正二位

二等官麻香間祇候錦鶏間祇候著床

先 賢所へ御玉申ヲ奉リ給ヒ 御拜御告文ヲ奏シ給フ 御給

次 皇靈殿へ御玉申ヲ奉リ 御拜御告文ヲ奏シ給フ

次 神殿へ御玉申ヲ奉リ給ヒ 御拜御告文ヲ奏シ給フ 畢テ入

御

此間著床ノ諸員起ツ

次 皇后陛下

賢所 皇靈殿 神殿へ御玉申ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ 入御

此間著床ノ諸員起ッ

次 皇太子殿下

賢所 皇靈殿 神殿へ御玉申ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ 御退下

此間著床ノ諸員起ッ

次 皇太子妃殿下

賢所 皇靈殿 神殿へ御玉申ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ 御退下

此間著床ノ諸員起ッ

次親王王大勳位親任官公爵從一位勳一等一等官侯爵正二位二等官

麝香間祇候錦鶏間祇候拜禮

次宮内省奏任官拜禮

次掛判任官拜禮

次御幣物及神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次閉扉

此間奏樂

次各退出

正午十二時式部職官員著床

次 賢所 皇靈殿 神殿開扉

同時ヨリ午後一時迄伯子男爵從二位以下及勳二等以下神佛各宗派

管長奏任官准奏任奏任待遇並門跡寺院住職參拜

午後第一時ヨリ同第二時迄判任官准判任待遇參拜

次閉扉

次各退出

第四節 政始

總 說 政始(まつりごは)はじめは、一月四日、午前時刻に、各大臣・樞

密院議長・會計検査院長・警視總監・東京府知事等、内閣に參集し、次いで、陛下、内閣に出御ましく、て、萬機の政を聞召し給ふ御式なり。其の次第は、先づ、神宮の事を奏上し、次に、總理大臣より、各廳の政務を奏上すれば、陛下には、一々垂聽あらせられ、天裁畢つて入御あらせられ、次いで、各員退出するなり。

第政始次

神宮ノ事ノ説明

神宮の事は、年年十二月末に、神宮祭主より、同年中、伊勢神宮の御祭典等、總べて、御滞りなく濟ませられたる旨の届出であるに由りて、神宮祭主申昨年中神事無異の事を奏上するなり。此の間、陛下には、立御あらせら

れ、臣下一同、これに倣ひ奉るゝ承る。かく、神事を先にせさせたまふは、我が國風なり。

奏賀奏瑞

謹んで按ずるに、古へは、一月一日に、朝賀の儀式を行はせらるる中に、奏賀奏瑞とて、二人の者、豫め其の人を定め置くなり。庭上に進みて、去年のめでたき嘉瑞瑞ものあるを、國々より申出でたるをしるして、これを奏することあり。この時、群臣再拜す。又、同日

外任ノ奏諸司ノ奏

節會の際に、在任、奏諸司奏といふことあり。外任とは、諸國の守介をいひ、諸司奏とは、御曆御曆、日月五星を注したる七曜曆を、中務省より奉る。氷氷、氷様去年の水を納れたる様を、宮内省より奉り、其の腹赤奏腹赤は、鯨なり。景行天皇の御世に、筑紫の國宇土郡長濱にて、海人の釣り等をいふ。此等の事、今日

は、行はせられざれば、現今の政治は、略これに當るべきな
 來^{政始ノ由}り。抑、現今の政始の御式は、今上、御即位の翌明治二年一
 月四日より行はせられたるものなり。是れより先、明治元
 年九月、奥羽の地全く平ぎたれば、十月、車駕東幸せさせ
 給ひて、江戸城を以つて、皇居と定めさせられ、十一月、締盟
 各國に、國亂鎮定して、政令一途に歸したる事を告げさせ
 られ、かくて、明治二年一月四日には、政始の式を行はせら
 れき。爾來、多少の改正ありつれども、一月四日に、政始の式
 を行はせらるる事は、渝ることなし。

明治二年
一月四日

明治二年一月四日、始めて政始の式を行はせらるるに

ノ詔

當りて、左の詔を賜ひたりき。

朕惟ミルニ在昔 神皇基ヲ肇メシヨリ 列聖相繼
 キ以テ 朕カ躬ニ逮フ 朕否徳夙夜兢業 先皇ノ
 緒ヲ墜サンコトヲ之懼ル 曩者兇賊命ニ梗シ億兆塗
 炭ニ苦シム幸ニ汝百官將士ノ力ニ頼リ速ニ戡定ノ
 功ヲ奏シ萬姓堵ニ安スルニ至ル今茲歲在己巳三元
 啓端上下又寧遠邇來賀ス 朕何ノ慶カ之ニ如ン惟
 フニ天道靡常一治一亂内安ケレハ必外ノ患アリ豈
 ニ戒慎セサル可ンヤ 朕益 祖業ヲ恢弘シ覃テ中
 外ニ被ラシメ以テ永ク 先皇ノ威徳ヲ宣揚センコ

トテ庶幾ス汝百官將士勉勵不懈各其職ヲ竭シ敢テ
 忌憚ナク 朕カ闕漏ヲ匡救セヨ汝百官將士其勉旃
 外記政始
 天皇新年に政治を聞召したまふ政始は、明治二年以來
 の新儀なれども、政始といふ名は、古く、外記政始といふ
 事あり。そは、外記廳の政事始をいふ。外記は、臨時・恒例の
 政を行ふ官なれば、正月には、先づ、當年の政を行ひ初む
 る意なりと云ふ。其の次第等は、政始次第其の他に見え
 たり。今、公事根源なるを掲げて、示すべし。

これは、吉日を撰びておこなふ。まづは、九日なるべき
 なり。上卿以下、位次の公卿あるをりもあり。宰相廳に

つく。これより先に、辨・少納言・外記・史・かたなし(結政所
 と書き
 て、かたなしといふ。かたなしの義)にて事を行ふ。上卿めし
 ければ、大辨も廳につく。かたなしの事は、てて南の所
(外記の廳にて、勸盃あり。いでたち(國太曆延文三年正月卷に、
 於南所門外掛上丁、次第
 四位立樹南五位立
 樹北と見えたり。)にて、出さまに、各作法あり。事は、てて、
 參内して左近陣につく。外記は、恒例・臨時の政を執り
 行ふ官なるによりて、正月には、先づ、當年の政を行ひ
 始むる意なり。

第五節 新年宴會

總説 一月五日、群臣に宴を賜ふ。これを新年宴會といふ。當日、宴に預るものは、皇族・大勳位・親任官・公爵・從一位・勳一等・一等官・侯爵・二等官・爵・香間祇候・錦鷄間祇候・貴族院議長・衆議院議長・各國大使・公使等とす。時刻に至り、多くは正午とす。陛下には、親王・王殿・下・宮内大臣・侍從長・侍從武官長・式部官を從へ給ひ、千種の間に列立せる、大勳位・各大臣・各國大使・公使に、通御掛り拜謁を賜ひ、やがて、以上の各員を從へさせられて、豊明殿に入らせられ、各員、馨折して敬意を表し奉る間に、玉座に著かせ給ふ。やがて、新年を賀し、各國大使・公使、並に、群臣と祝宴をひらきて、歡を共にするを喜ばせたまふ

新年宴會次第

趣の勅語あり。次いで、首座大使は、各國公使を代表して、奉答の辭を奏し、陛下の萬歳を祝し、各皇族殿下の御繁昌を賀し奉ることあり。總理大臣は、群臣を代表して、奉答の辭を奏し、同じく、陛下の萬歳を祝し奉る。かくて、御宴にうつり、先づ初獻を、次ぎに、次第のものを供し奉り、次いで、親王以下に賜ふ。御宴會中は、舞樂あり。御宴畢りて、入御あらせらるれば、親王以下、再び馨折して敬意を表し奉り、やがて退出するものとす。

新年賜宴ノ古儀

謹んで按ずるに、新年に酬宴を賜ふ事は、古來行はれ來つる公事の一つなり。但し、古へは、元日節會くひんせいのちまひ江家次第には、元と

いひて、一月一日に、天皇、豊樂殿に御して、百官に酒を賜ふなり。後世は、此の儀を紫宸殿に行はせられたり。其の次第は、西宮記、江家次第以下、諸書に見えたり。今、西宮記の文を引きて示すべし。西宮記には、各項細注を施したれど、今は繁を避けて、本文のみを擧ぐ。

西宮記

天皇御南殿、近衛陣階下、天皇出御、内辨著元子、王卿著外辨、内侍出、内辨立稱唯出、謝座昇、太子參上、謝座、尚門、關司著座、中務省御曆奏、宮内省奏、内辨召舍人、少納言立版、内辨云、大夫達召、少納言稱唯出、召王卿以下、列入立標、内辨仰云、敷尹爾、王卿著堂上、中務錄點檢、供膳、供太子膳、給臣下、供御飯、給臣下、居汗物、供三節御酒、供例御酒、給臣下、一

献間國栖奏、二献御酒勅使、三献立樂、縫殿寮立祿櫃、内辨著陣、見見參宣命、内辨奏見參宣命、宣命使登、王卿復座、給祿、天皇還御、○下

元日節會ノ沿革

なほ、公事根源に、抑この節會は、天子、紫宸殿に渡御なりて。群臣、百官に酒をたまひて、宴會ある儀なり。持統天皇四年正月に、公卿を内裏に召して、こよのあかりするごあり。宴會と書きては、こよのあかりごよめり。大方の節會の名にて侍るにや。豊明節會○十一月中辰日には限るべからず。神武天皇の御宇にも、群臣をつとへて酒を賜ひし事は、日本紀に見えけり。これなごをも、事のおこりごは申すべきか。

光仁天皇寶龜四年の春よりは、五位以上に、ふすまを賜ひけり。○ふすまは、臥す裳の意にて、寝る時、身の上に着るもの、西宮記の給祿の注に、紅衾とある是れなり、江家次第の頃には、布などの代りに、紙を賜ふことも、今も、さやうの心ちにて、事はてて祿を賜ふことあり。こ見えたるは、其の沿革等の大略を知るべし。此の儀、足利氏の末、皇室の衰微とともに廢絶したりしを、今上、世を知し召したまふに至り、一月五日を以つて、新年宴會として、群臣に宴を賜ふこととなりたるは、やがて、元日節會を再興せられたるものといふべきなり。況んや、歡を群臣と共にせさせ給ふのみならず、恩、外臣にも及ぼさせたまふ。聖德、洪大無邊といふべきなり。

供御藥

以上は、現今、宮中にて行はせ給ふ新年式の大略なり。古へは、この外に、一月一日、御藥を供する儀ありき。御藥とは、屠蘇トソ、神明白散シムカク、度嶂散タクサウなどいふものにて、屠蘇は、屠絶トソ鬼氣クキ、蘇醒ソウセイ、人魂ニドマといひ、白散は、屠蘇に同じ、紙に包まずして、そのまゝに酒に浸すものなりといへり。度嶂散は、辟嶂ヒョウサウ、山惡氣ヤマアクといへば、歳のはじめに、之れを服して、邪氣をはらひ給ふ義なりとぞ。嵯峨天皇の弘仁以來のこことなり。今は行はせられず。但し、屠蘇酒は、今も民間に遺れり。

三大節ノ辨

尙、茲に一言辨ずべき事あり。そは、世の三大節を數ふるもの、紀元節及び天長節と、元始祭を擧ぐるものあり、

或は、新年宴會を以つて、元始祭に換ふるものあり、或は、四方拜を以つてするものあり、或は、四方拜といはずして、一月一日といふものありて、殆んど一定せざるが如し。これ、甚だくちをしき事なり。抑、三大節とは、新年、或は、節といふといへど、公文書類に所見なければ、暫く單に新年と稱すべし。紀元節、天長節をいふ名稱なり。而して、新年といふ名稱は、一月一日の四方拜、一日二日の朝賀、三日の元始祭、四日の政始、五日の新年宴會を、引きこめていふものなり。窃に承るに、嘗て、文部大臣の照會に對して、宮内大臣の回答せられたるところ、實に此の如くなりきといふ。文部省所定の祝祭日唱歌に

は、一月一日、元始祭の歌ありて、其の他なきは、略せるなるべし。又、學校に於いて、三大節には、式を舉げて祝賀の意を表すといへど、新年には、一月一日の式のみなるは、同じく略せるなるべし。本章、特に、題目を新年と掲げたるは、正しきに從へるなりと知るべし。

第二章 孝明天皇祭

總 說

一月三十日、皇靈殿に於いて、御親祭を行はせたまふ。又、數

日前に、勅使を、京都なる後月輪東山陵に差遣せしめ給ひ

第^{御親祭次}

て、當日、山陵にも幣帛を奉らしめ給ふ。當日、御親祭の御次

第は、先づ、當朝午前八時、御殿の裝飾を奉仕し、朝の神饌を

供し奉り、午前九時に至りて、式部職の官員、西の幄舎に著

床あり。次ぎに、御殿の御扉を開き奉る。この間奏樂あり。す

て、開扉供饌撤饌等の間、次ぎに、神饌及び御幣物を供へ奉る。

かくて、午前十時に至りて、親王、王、各大臣、親任官、勅任官、及

び、齋香間祇候、錦鶏間祇候の人々、西の幄舎に著床す。ここ

に於いて、陛下出御あらせられ、御玉串を奉り給ひ、御拜・御告文を奏し給ふ。畢りて、入御あらせらる。この間、著床の諸員起立して敬意を表し奉る。すべて、出御より入御に至るまでの御次第、大略元始祭の時に同じ。但し、當日は、孝明天皇御一柱の御祭典なるがゆゑに、賢所・神殿の御祭典はあらせられず。天皇陛下入御の後に、皇后陛下の御拜あり。次ぎに又、皇太子殿下の御拜、次ぎに、皇太子妃殿下の御拜あり。次ぎに、親王・王・各大臣以下、宮内省掛判任官に至るまで、順次拜禮あり。畢りて、御幣物及び神饌を撤し、扉を閉ぢ奉る。正午十二時に、再び開扉、午後二時まで、伯子男爵・

從二位・勳二等以下、准判任判任待遇の輩に至るまでの参拜あり。更に、午後五時に至りて、夕の御饌をとなへ奉り、陛下、更に出御在らせられ、御拜あらせたまふ。其の儀、畧、午前に同じ。入御の後、御神樂を行はせらる。御神樂は、翌三十一日の午前一時に至りて終はるごいふ。そも、この御祭典は先帝岡極の御恩に報い奉らむこの聖旨より、春秋二季の皇靈祭の外に、特に、孝敬の誠を竭させたまふ、至情より出でさせたまふものなれば、他の御祭日とは異なる所以を思ひて、臣民たるものは、宜しく、靜肅謹慎にして、國忌の例に依るべきものなり。

孝明天皇
御事殿

孝明天皇御諱は統仁と申し奉り、今上陛下の御皇考に
ましゝて、仁孝天皇の第四の皇子なり。御母は新待賢門
院藤原雅子と申して、贈左大臣正親町實光の御女にまし
ませり。天保二年六月十四日に生れさせ給ひ、瀬宮と稱し
奉る。同六年六月十一日、准后藤原祺子の御養子となり、同
十一年三月十四日、皇太子に立たせたまひて、弘化三年二
月十三日、御年十六歳にして、仁孝天皇の後を受けたまひ
て、踐祚あらせられ、四年九月廿三日、即位の禮を行はせた
まひ、嘉永元年十一月廿一日、大嘗祭を行はせたまふ。同年
十二月十五日、女御入内あり。女御は、左大臣九條尙忠の御

女にましゝて、從三位藤原夙子とまをし奉る。天皇、在位
廿一年にして、慶應二年十二月廿五日崩御あらせらる。御
年三十六。翌三年正月廿七日、泉涌寺後山に葬め奉る。同年
二月十六日、御諡を孝明天皇と稱し奉り、御陵を後月輪東
山陵と稱し奉る。一月三十日は即ち崩御あらせられたる。
十二月廿五日を、太陽曆に換算せられたるなり。
天皇、御性質剛健英明にましゝて、御在位中は、内外多事、
國歩極めて艱難の時なりしかば、殊に勵精して治を圖ら
せたまひき。今、當時を追懷し奉るに、嘉永の末年には、北亞
米利加合衆國の使節ヘルリ來朝して、通商交市を求め、續

いて、魯西亞・英吉利等、諸外國より、續々來りて和親貿易を強請せり。時に、太平日久しくして、上下偷安の際なりければ、海内の人心、恟々として穩ならず。幕府は、狼狽して措置宜しきを失ひ、安政元年、天下の輿論に反して、米國及び英露の三國に、下田箱館・長崎の三港に泊することを許ししのみならず、屢朝廷の命に依らずして、專斷の處置多かりしかば、尊王・愛國を唱ふるもの、次第におほく、且つ、一方には、攘夷・鎖港を唱へて、幕府に迫るもの、尠からず。議論紛然として、底止する所を知らざる有様なりければ、天皇深くこれを憂ひて、いたく宸襟を惱させたまひ、或は、學習院を

開きて、普く建言を求めたまひ、或は、八幡賀茂の兩社に行幸あらせられて、厚く、國家の無事ならむことを祈らせたまひき。ここに、尤も恐懼に堪へざるは、嘗て、禁中の庭上に荒薦を敷き、斷食せさせ給ひて、御身を以つて、國難に當らせ給はむことを祈り給へるこそ、一七日に及びしかば、内大臣三條實萬（實美の父）の玉體を傷ひたまはむ事を恐れ、諫め奉りしかども、聽き入れ給はざりし御事なり。是れ、實に、蒙古の寇を退けむと祈らせたまへる、古への龜山天皇の勸慮と異ならせたまはぬ御事にして、豈に菅に、宵衣肝食の御いたづきのみならむや。かかれば、虚器を擁せさ

せたまふ皇室の御有様に、慷慨の涙を禁じかねたる勤王の士、四方に起りて、正論讜議漸く行はれて、世局一變し、幕府の政漸く衰へ、天下の人心靡然として皇室に嚮ふに至れるも、皆陛下の聖徳の然らしめたるころなり。此の時に當りて天皇深く規畫せさせたまふ所ありしを、未だ遂げさせたまふに至らずして、圖らずも崩御せさせ給ひぬるは、いかにくちをしく思召したまひけむ、あはれ、天運循環して、幕府は倒れ、政權皇室に復して、天皇親政の大御世となりて、百事維新に、國運は駸々として旭日の如く、文物制度燦然として具はり、國光宇内にかがやき渡るに至り

たる、今日の盛世を、親しくみそなはしたまはましかは、いかに御心安く思召したまはましを、右の如く、御蚤世遊ばせられしは、かへすくも、いたはしき御事なり。思ふに、今日の盛世は、今上陛下の御威徳の致す所なるは、いふまでもなければども、先帝の御遺澤も、また、決して尠からざるべし。後の臣民たるもの、深く、其の御鴻徳を尊み敬ひ奉るべきなり。

参考 孝明天皇御例祭朝次第官報

午前第八時御殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス

次式部職官員著床

次 皇靈殿開扉

此間奏樂

次 神饌ヲ供ス

此間奏樂

次 祝詞

次 神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次 閉扉

此間奏樂

次 各退出

御親祭次第

午前第九時式部職官員著床

次 皇靈殿開扉

此間奏樂

次 神饌及御幣物ヲ供ス

此間奏樂

同十時

出御

先是親王王大勳位親任官同待遇公爵從一位勳一等官候爵

正二位二等官爵香間祇候錦鶏間祇候著床

次 御玉申ヲ奉リ給ヒ 御拜御告文ヲ奏シ給フ 畢テ 入御

此間著床ノ諸員起ッ

次 皇后陛下御玉申ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ 入御

此間著床ノ諸員起ッ

次 皇太子殿下御玉申ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ 御退下

此間著床ノ諸員起ッ

次 皇太子妃殿下御玉申ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ 御退下

此間著床ノ諸員起ッ

次親王王大勳位親任官同待遇公爵從一位勳一等一等官侯爵正二位
二等官爵香間祇候錦鷄間祇候拜禮

次宮內省奏任官拜禮

次掛判任官拜禮

次御幣物及神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次閉扉

此間奏樂

次各退出

正午十二時式部職官員著床

次 皇靈殿開扉

同時ヨリ午後第一時迄伯子男爵從二位以下及勳二等以下神佛各宗

派管長奏任官准奏任奏任待遇並門跡寺院住職ノ輩參拜

午後第一時ヨリ同二時迄判任官准判任判任待遇ノ輩參拜

次閉扉

此間奏樂

次各退出

夕 次第

午後第五時式部職官員著床

次 皇靈殿開扉

此間奏樂

次神饌ヲ供ス

此間奏樂

次祝詞

同第五時三十分

出御 御拜畢テ 入御

此間著床ノ諸員起ツ掌典賢木ノ枝ヲ人長ニ授ク

次御神樂

次御神樂畢テ人長賢木ノ枝ヲ掌典ニ致ス掌典之ヲ執テ直ニ献上
次神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次閉扉

此間奏樂

次各退出

(御祭典の御次第以下大概同じげれば悉くは載せず。)

第三章 紀元節

總 說 紀元節は、神武天皇御諱は神日本磐余彥尊の、中州を平定

して、大和國なる畝傍の橿原宮にて、御即位の禮を行はせ
られたる日を、紀念せむが爲めに定め給ひし大祝日なり。

此の日、天皇陛下は、皇靈殿に於いて、御親祭を行はせた

第^{御親祭次}まふ。その御次第は、午前八時、御殿の御裝飾を奉仕して、朝

の御祭典あり。午前第九時より、更に御親祭の儀あり。午前
十時に出御、皇靈殿に、御玉串を奉らせたまひ御拜。御告文
を奏し給ふ。次に、賢所を御拜あらせられ、御鈴如恒御玉串無之畢
りて入御あらせらる。かくて、皇后陛下、皇太子殿下、同妃

殿下の御拜あり。次に親王・王以下の拜禮・參拜等あり。午後五時に、更に夕の御祭典ありて、御神樂を奏せらるる等、すべて、元始祭・孝明天皇祭に異なることなし。これより先、陛下には、御親祭を濟ませらるるや、諸臣の參賀を受けさせ給ひ、午前十一時、豐明殿に出御あらせられ、群臣・百官に酺宴を賜ふ。御宴會中、前庭に於いて、伶人をして舞樂を奏せしめ給ひ、御宴畢りて、入御あらせらる。この日、全國の臣民、毎戸、國旗を掲げて慶賀の意を表し、諸學校に於いては、嚴肅なる祝賀の儀式を擧げて、寶祚の無窮を祝し奉る。

紀元節ノ
由來

抑、神武天皇の御即位の日を以つて、國家の大祝日と定め

られたるは、明治五年十一月十五日を以つて、第一月廿九日、神武天皇御即位相當に付、祝日と被定、例年御祭典被執行候事。と布告せられたるに始まり、翌六年一月四日を以つて、五節句を廢して、天長節と共に祝日と定められ、同年三月七日を以つて、紀元節と稱せらるる事となりたるなり。かくて、明治七年以後は、一月廿九日を、大陽曆に換算せられたる、二月十一日を以つて紀元節とせられ、其の以來、今日に至るまで、變更することなし。

神武天皇
御即位當
時ノ有様

今、古書によりて、少しく御即位當時の御有様を記し奉らむに、天皇、高千穗宮にましゝて、御東征の策を立てさせ

玉ひ、諸皇兄及び諸皇子を率ゐさせたまひて、海路より、河内に入陸せられしが、長髓彦の抵抗に遇ひ、再び、海路より南海を廻りて紀伊に上陸せられ、熊野の險を越えて、大和國に入らせたまひ、諸賊を平定せさせたまひて、己未の年に、大和國なる傍畝の榎原の地を相して、都を奠め、有司に命じて帝宅を經り始めさせたまふ。當時の御言に、「自我東征於茲六年矣。賴以皇天之威、凶徒就戮。雖邊土未清、餘妖尙梗。而中洲之地無復風塵。誠宜恢廓皇都、規摹大壯。而今運屬此屯蒙、民心朴素、巢棲穴住、習俗惟常。夫大人立制、義必隨時。苟有利民、何妨聖造。且當披拂山林、經營宮室、而恭臨寶位、以

鎮元元上則答乾靈授國之德下則弘皇孫養正之心然後兼六合以開都掩八紘而爲宇不亦可乎。觀夫畝傍山東南榎原地者蓋國之壤區乎可治之。日本書紀 見えたり。以つて、建都造宮の御意を伺ひ奉るべし。又、宮殿御造營の御事は、古語拾遺に、仍令天富命率手置帆負彦狹知二神之孫、以齋斧齋鋸、始採山材、構立正殿。所謂底都磐根宮柱、布都立、高天乃原、爾擗風高之利、御戸排、皇孫命乃美豆乃御殿乎、造奉仕也。」と見えたるにて、一端を知るを得べし。舊事紀に見えたるか。くて、宮殿成りて、辛酉の年正月、御即位の禮を擧げさせたまふ。その御儀式のさま、日本書紀には見えざれども、舊事

紀の記すところに據れば、辛酉爲元年、春正月庚辰朔、都樞原宮肇、即皇位、尊正妃媛、蹈繡五十餘媛、命立爲皇后、則大三輪大神女也。(中畧)天富命率諸忌部、捧天璽、鏡劍、奉安正殿、天種子命奏天神壽詞、即神世古事類是也。宇摩志麻治命率內物部、乃堅矛楯、嚴增威儀也。道臣命帥來日部、護衛宮門、掌其開闔矣。並令四方之國、以觀天位之貴、亦俾率土之民、以示朝廷之重也。于時皇子大夫率群官、臣連、伴造、國造等、元正朝賀禮拜也。凡厥即位、賀正、建都、踐祚等事、並發此時矣。と見えたり。古語拾遺に記すところ、悉くは信じがたけれども、其の盛儀は、想像するに足るべきなり。さて、この樞原宮も、その後

神武天皇
御即位ノ
年ヲ以ツ
テ紀元ト
スル事

遷都數ありて、夙に荒廢に歸したりしを、明治二十二年に、有志の人の建議に由りて、その遺址とおぼしき處を相して、樞原神宮を建て、神武天皇を鎮祭し奉れり。神殿は西京の内侍所の建造物を、朝廷より下賜せられたるに、修繕を加へしものなりといふ。謹んで按ずるに、神武天皇御即位の、辛酉の年を以つて紀元とすることは、弘仁曆運記に、神倭磐余彦天皇、年十五爲太子、四十五歲、甲寅、從筑紫、日向宮、船軍東征、至庚申、年平定中國、辛酉年、正月、即天皇位、是爲元年、總計、從天皇元年、辛酉、至今上、弘仁二年、辛卯、天皇合一千四百七十一年也。といふ文見えたれば、紀元節又は紀元といふ稱は見えざれど

も、神武天皇御即位辛酉の年を基本として、年暦を數へし
 ことは、極めて古き事なり。維新の後、明治三年の頃に至り
 て、紀元を定めらるる議、既に廟堂にありけるなるべし。そ
 は、同年十月二十五日に、横山由清が、左院制度局に在りて
 少史たりし時、委しき考按をものして、上られしことなど
 あればなり。當時、横山氏の計算せしところも、また、曆運記
 と同じく、神武天皇御即位辛酉の年を以つて、元年とせし
 ものにて、其の考文に、開闢以來、神武天皇即位前七年甲寅
 の年までは、年數の事、正しき古書に確徵なし。神武天皇即
 位元年辛酉、漢土周惠王の十七年に當る。西洋の紀元前六

世界各國
ノ紀元

百六十年。その開闢より、三千三百四十四年目なり。より、今
 茲明治三年庚午まで、二千五百三十年。云々」と見えたり。即
 ち、今日用ゐる所の年數なり。竊に思ふに、世界には、種々の
 紀元あり。今現に用ゐらるるものも、一二に止まらざれど
 も、我が國の紀元の如く、めでたきはなきなり。今日何れの
 國にても、紀元を定めむとするに、其の國祖の、建國即位の
 年を以つて元年として、差支なきものは、蓋あらざるべし。
 そは、開國以來、主權者の、常に同一血統より出でたるもの、
 世界廣しといへども、我が國を措きては、また他にこれ有
 らざればなり。即ち、世界の各國、皆多くは、革命篡奪に依つ

て國を得たるものにあらざるはなきなり。故に、前朝は、即ち國仇なり、政治上の敵なり。何ぞ、各代を通じて信奉せらるべき、政治的紀元を定むることを得む。ここに於いて、止むを得ず、耶蘇降生紀元、摩哈默德紀元、乃至、孔子降生紀元、釋迦涅槃紀元の如き、宗教的紀元を用ゐるより外なかるべし。我が國の如きは、實に、世界無比と謂ひつべきなり。況んや、其の建國以來、二千五百以上を數ふるの遼遠なるをや。寶祚は、實に天壤無窮なり。豈に祝せざるべけんや。されば、我が國民たるもの、この嘉節に遭ふことに、遠く、太祖建國の昔をしのび奉りて、このめでたき大御國に生れ、歷朝

の鴻恩に浴する幸福を、感謝し奉り、片時も、報效の念を忘るべからざるなり。

第四章 春秋二季皇靈殿祭

總 說 皇靈祭は、春秋二季、春分・秋分の日を以つて、皇靈殿に於いて、歴朝の皇靈、皇后、皇妃、並に、皇親の靈を御親祭あらせられ、同時に、神殿に於いて、八神、並に、天神・地祇を祭らせたまひて、大孝を申へさせたまふなり。されば、當日は、皇靈殿祭、並に、神殿祭の、二つの祭典をおこなはせらるるものと知るべし。其の御次第は、皇靈殿朝の御祭典、皇靈殿並に神殿御親祭、皇靈殿夕の御祭典の、三つにわかたれ、嚴肅莊重に行はせ給ふ。當日、午前第八時に、御殿の御裝飾を奉仕し、式部職官員、皇靈の殿御前に朝の御祭典つかへ奉り、かくて、

御親祭次第

午前九時三十分より、皇靈殿並に神殿の御親祭あらせらる。陛下には、午前第十時に出御、皇靈殿に御玉串を奉り給ひ、御拜・御告文を奏したまふ。次ぎに、神殿に、同様、御玉串・御拜・御告文の儀ありて、入御あらせられ、それより、皇后陛下、皇太子殿下、皇太子妃殿下の御拜あり、畢りて、親王・主以下、諸臣の拜禮ありて、東遊を行はせらる。一旦閉扉の後、正午十二時、更に開扉、午後二時までに、伯子・男爵従二位以下の人々の參拜ありて閉扉、更に、午後四時より、式部職官員奉仕して、夕の御祭典あらせらるこいふ。

皇靈祭ノ
由來

抑、春秋二季に、皇靈殿並に神殿に於いて、御祭典を擧げさ

せたまふ事となりしは、明治四年二月二十八日、即ち、春分の日を以つて、神祇官に於いて八神・天神・地祇並に、歴朝の皇靈をまつりて、邦家の隆昌を祈らせたまひしを以つて始めとす。其の後、神祇官にも沿革ありて、明治四年九月に、皇靈は、賢所の御傍に御遷座あり、明治五年十一月、さらに、八神並に天神・地祇も、宮中に御遷座あり、兩座を合せて、單に神殿と稱し奉るに及びて、春秋二季祭は、唯、神殿にのみ行はせらるる事となりぬ。然るに、明治十一年六月五日に、いたりて、綏靖天皇より後、櫻町天皇までの、御歴代御式年祭並に、御正辰祭を廢せられ、更に、春秋二季祭を、皇靈の御

皇靈祭祀
ノ淵源ハ
極メテ遠シ

前に行はせらるる事となり、同年九月の秋季皇靈祭よりは、いと嚴に御親祭を行はせられ、翌明治十二年の春季祭も、前年の秋季祭の如くに、御親祭あらせられしかど、神殿は、猶御親祭には非ざりしなり。然るに、同年の秋季祭よりは、さらに、皇靈殿並に神殿、ともに、御親祭に定めさせられ、現行の御盛典とはなさせたまひしなり。たゞし、二季祭は、専ら、皇靈殿並に神殿の御祭なるを以つて、此の日、賢所には、別に御祭典を行はせられずと承る。賢所皇靈殿神殿の沿革は前篇を參看すべし。かく、皇靈祭を春秋二季に行はせらるる事となりしは、明治維新後の事なれども、其の淵源するところは、極めて古

き事にて、既に、神武天皇の、中洲を平定せさせたまひて、天皇の御位に即かせたまひし後、靈時を鳥見山に立てさせたまひ、皇祖天神を祭らせたまひて、大孝を申へさせたまひし事は、正史に特筆する所なり。當時の詔に、〇四年二月、我皇祖之靈也、自天降鑒、光助朕躬。今諸虜已平、海内無事。可以郊祀天神、用申大孝者也。と見えたるは、やがて、皇靈祭の起源とも謂ひつべきなり。又、天武天皇の十年五月にも、皇祖の御魂を祭らせたまへることあり。中世以後は、荷前の祭ごとて、毎年歳末に、十二月、擇吉日方りて、諸國より上れる、調の物を擇びて、これを幣物として、諸の神社、及び、歴代の山陵に奉

るこごありしが如きは、皆皇靈を祭らせたまへる例證なり。然るに、足利氏の季世に至りては、荷前の幣も絶えはてて、皇靈を祭らせたまふ、特に定まれる御盛典にてはなかりしを、明治二年六月廿八日、天皇陛下、大御親ら、百官群臣を率ゐさせられ、神祇官に行幸ましまして、天神地祇及び、歴朝の皇靈をも御親祭あらせられて、祭政一致の歡旨を以つて、國是の大基礎を定められしこごを告げ奉り、遂に、同年十二月十七日を以つて、八神及び天神地祇と共に、歴朝の皇靈を、神祇官中の、神殿に鎮祭せしめたまひて、遂に、今日の春秋二季皇靈祭となりたるは、ひこへに、陛下、

春秋二季
ニ亡靈ヲ
祭ルコト

敬神崇祖の御聖徳の致す所と、感激に堪へざる次第なり。

春秋の二季に、靈たまを祭る事は、古へも、其の例なきにあらず、高橋氏文の、景行天皇の詔を宣りし文に、六鴈命乃御

高橋氏
文ノ例

魂乎、膳職爾伊波比奉天、春秋乃永世乃神財止仕奉志迷

とあるなごや、物に見えたる初めなるべき。北畠親房の

元々集には、神皇實録を引きて、神武天皇の御世に、既に

これありしが如く見ゆれど、俄に信じがたし。中世、佛事

彼岸會

を重んずるに至りて、春秋の彼岸に、亡靈を供養するこ

と、常のこごくになりて、今もなほ、民間にては、祖先の靈

を祭るこごあり。支那に於いても、春秋兩度に、祖先を祭

明治十一年
太政官達文

ること古くより行はる。これ皆人情の自然にして、東西軌を一にするものなり。皇室の御事は、草莽の窺ひ知るべきところにあらざれども、皇靈祭を、春秋二季、春分、秋分の日に行はせらるるも、或はかかる理由に基かせ給へるものにあらざるか。慎終追遠、民徳歸厚矣といへば、陛下、御追遠の大御心、いごもかしこき御事ならずや。皇靈祭を、春秋二季、春分、秋分の日に行はせらるる事となりたるは、明治十一年以後の事なるは、前に述べたる所なるが、當時、院省、使、府、縣に達せられたる、太政官達文左の如し。

綏靖天皇以下後櫻町院天皇迄御歴代の御式年御正辰祭共被廢更ニ春秋二季祭ヲ被置神武天皇ヲ御正席トシ先帝迄御歴代並ニ后妃以下皇親御合祭被執行候條此旨相達候事

但神武天皇及ヒ後桃園院天皇以下御近陵御式年御正辰祭並ニ其后妃皇親御配享ノ儀ハ猶從前ノ通被施行候事

春季皇靈祭 春分日
秋季皇靈祭 秋分日

かくの如く、春季皇靈祭は春分日、秋季皇靈祭は秋分日

春分秋分
ノ事

と定めさせられたるなるを、近來、各種の著書に、春季皇
 靈祭は、毎年三月廿一日、三月廿日となせるもあり、秋季
 皇靈祭は、毎年九月廿三日に行はせらるるやうに記せ
 るもの、少からず。こは、よろしからぬことなり。春分、秋分
 は、春秋二度、太陽の、赤道の直上を通過する日にして、こ
 の兩日は、地球上、到る處、晝夜の長さ相等し。而して、この
 兩日は、固定のものにあらずして、年に因つて異なること
 あるは、天文学上の事實なり。但し、近年は、大概、春分は三
 月廿一日、秋分は九月廿三日に當るといふ。されど、現に、
 明治三十四年、同三十八年の秋季皇靈祭は、九月廿四日

に行はせられ、昨年の春季皇靈祭は、三月廿二日に行は
 せられ、秋季皇靈祭は九月廿四日に行はせられたる事
 は、神宮司廳の曆、又は、當時の官報に明記せられたり。そ
 は、三十四年、三十八年の秋分は、九月廿四日に當り、昨年
 の春分は、三月廿二日、秋分は九月廿四日に當りたれば
 なり。されば、春季皇靈祭は、必ず三月廿一日、秋季皇靈祭
 は、必ず九月廿三日に行はせらるるものなり。と心得、又、
 物に記すなどは、心すべきことなり。茲に一言を添ふ。

歷代皇靈御正辰一覽

帝	神	綏	安	懿	孝	孝	孝	孝	孝	開	崇	垂	景
號	武	靖	寧	德	昭	安	靈	元	化	神	仁	行	
紀	元	一	一	一	二	三	四	五	五	六	七	七	七
元	七	一	一	一	二	三	四	五	五	六	七	七	七
月	四	六	一	十	八	二	三	十	五	一	七	十	十
日	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
陵	陵	陵	陵	陵	陵	陵	陵	陵	陵	陵	陵	陵	陵
所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所
在	在	在	在	在	在	在	在	在	在	在	在	在	在
地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地
	東北	東北	東北	東北	東北	東北	東北	東北	東北	東北	東北	東北	東北
	大和高市郡	大和高市郡	大和高市郡	大和高市郡	大和高市郡	大和高市郡	大和高市郡	大和高市郡	大和高市郡	大和高市郡	大和高市郡	大和高市郡	大和高市郡

成	仲	應	仁	履	反	允	安	雄	清	顯	仁	武	繼
務	哀	神	德	中	正	恭	康	略	寧	宗	賢	烈	體
八	八	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	六	七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
七	三	四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
廿	八	一	八	卅	十	九	五	九	八	三	十	九	十二
九	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
狹	惠	惠	百	百	百	惠	菅	丹	坂	傍	植	傍	三
城	賀	賀	舌	舌	舌	賀	原	比	門	丘	生	丘	島
后	長	長	鳥	鳥	鳥	長	伏	高	原	磐	阪	磐	藍
列	野	野	耳	耳	耳	野	見	鷲	原	坏	本	坏	野
池	西	西	原	原	原	北	西	原	原	丘	本	丘	野
後	河	河	中	南	北	北	河	河	河	南	本	北	野
大	內	內	和	同	同	同	內	內	內	下	下	下	野
和	志	志	泉	同	同	同	丹	丹	丹	下	下	下	野
添	志	志	大	同	同	同	北	北	北	下	下	下	野
下	紀	紀	鳥	同	同	同	郡	郡	郡	下	下	下	野
郡	郡	郡	郡	同	同	同	郡	郡	郡	下	下	下	野

安	開	一一九九	一月廿七日	古市高屋丘	河内古市郡
宣	化	一一九九	三月十七日	身狭桃花島坂上	大和高市郡
欽	明	一二三一	五月廿六日	檜隈阪合	同
敏	達	一二四五	九月十六日	磯長中尾	河内石川郡
用	明	一二四七	五月廿三日	磯長原	同
崇	峻	一二五二	十二月十四日	倉梯岡上	大和十市郡
推	古	一二八八	四月十八日	磯長山田	河内石川郡
舒	明	一三〇一	十一月廿日	押坂内	大和城上郡
皇	極	重	重	重	重
孝	德	二二三四	十一月廿七日	大坂磯長	河内石川郡
齊明(皇極)		一三二一	八月廿七日	越智岡上	大和高市郡
天	智	一三三一	一月十日	山科	山城宇治郡
弘	文	一三三二	八月廿四日	長等山山前	近江滋賀郡
天	武	一三四六	十月四日	檜隈大内	大和高市郡

持	統	一三六三	一月十七日	同	同
文	武	二二六七	七月廿二日	檜隈安古岡上	同
元	明	一三八二	一月二日	奈保山東	大和添上郡
元	正	一四〇八	五月廿六日	奈保山西	同
聖	武	一四一六	六月七日	奈保山南	同
孝	謙	重	重	重	重
淳	仁	一四二五	十一月十四日	淡路	淡路三原郡
稱德(孝謙)		一四三〇	九月一日	佐貴高野	大和添下郡
光	仁	一四四二	一月十五日	田原東	大和添上郡
桓	武	一四六六	四月十三日	柏原	山城紀伊郡
平	城	一四八四	八月九日	楊梅	大和添上郡
嵯	峨	一五〇二	八月廿八日	嵯峨山上	山城葛野郡
淳	和	一五〇〇	六月十五日	大原野西嶺上	山城乙訓郡
仁	明	一五一〇	五月十日	深草	山城紀伊郡

文德	一五八	十月十一日	田色	山城葛野郡
清和	一五四	十一月十一日	水尾山上	同
陽成院	一六〇九	十月廿八日	神樂岡東	山城愛宕郡
光孝	一五四七	九月廿一日	後田邑	山城葛野郡
宇多院	一五九一	九月八日	宇多大内山	同
醍醐院	一五九〇	十月廿八日	後山科	山城宇治郡
朱雀院	一六二二	九月十一日	後山科南	同
村上院	一六二七	七月十日	村上	山城葛野郡
冷泉院	一六七一	十一月廿七日	櫻本	山城愛宕郡
圓融院	一六五一	三月六日	後村上	山城葛野郡
花山院	一六六八	三月廿六日	紙屋川上法音寺北	同
一條院	一六七一	七月卅一日	圓融寺北	同
三條院	一六七七	六月十一日	北山	同
後一條院	一六九六	五月廿一日	菩提樹院	山城愛宕郡

後朱雀院	一七〇五	二月十三日	圓乘寺	山城葛野郡
後冷泉院	一七二八	五月廿八日	圓教寺	同
後三條院	一七三三	六月廿一日	圓宗寺	同
白河院	一七八九	七月卅一日	鳥羽成菩提院	山城紀伊郡
堀河院	一七六七	八月十六日	後圓教寺	山城葛野郡
鳥羽院	一八一六	七月廿七日	鳥羽安樂壽院	山城紀伊郡
崇德	一八二四	九月廿一日	白峯	讚岐阿野郡
近衛院	一八一五	八月廿九日	鳥羽安樂壽院	山城紀伊郡
後白河院	一八五二	五月三日	法住寺法華堂	山城愛宕郡
二條院	一八二五	九月十二日	香隆寺三昧堂	山城葛野郡
六條院	一八三六	八月三十日	東山清閑寺	山城愛宕郡
高倉院	一八四一	二月六日	同	同
安德	一八四五	五月二日	阿彌陀寺	長門豐浦郡
後鳥羽院	一八九九	四月四日	大原法華堂	山城愛宕郡

土御門院	一八九一	十一月十三日	金原法華堂	山城乙訓郡
順德	一九〇二	十月十四日	大原	山城愛宕郡
仲恭	一八九四	六月廿五日	九條	山城紀伊郡
後堀河院	一八九四	九月七日	觀音寺	山城愛宕郡
四條院	一九〇二	二月十七日	月輪	同
後嵯峨院	一九三二	三月廿五日	嵯峨殿法華堂	山城葛野郡
後深草院	一九六四	八月廿五日	深草法華堂	山城紀伊郡
龜山院	一九六五	十月十二日	山殿法華堂	山城葛野郡
後宇多院	一九八四	七月廿四日	逆華峰寺	同
伏見院	一九七七	十月十六日	深草法華堂	山城紀伊郡
後伏見院	一九九六	五月廿五日	同	同
後二條院	一九六八	九月十八日	北白河	山城愛宕郡
花園院	二〇〇八	十二月十日	十樂院	山城愛宕郡
後醍醐院	一九九九	九月廿七日	塔尾	大和吉野郡
後村上院	二〇二八	四月六日	檜尾	河內錦部郡

後龜山院	二〇八四	五月十九日	嵯峨小倉	山城葛野郡
光嚴院	二〇二四	八月十三日	山國	丹波桑田郡
光明院	二〇四〇	八月三日	大光明寺	山城紀伊郡
崇光院	二〇五八	二月八日	同	同
後光嚴院	二〇三四	三月二十日	深草法華堂	同
後圓融院	二〇五三	六月十四日	同	同
後小松院	二〇九三	十二月十日	同	同
稱光院	二〇八八	九月八日	同	同
後花園院	二二三〇	一月廿七日	後山國	丹波桑田郡
後土御門院	二一六〇	十月卅一日	深草法華堂	山城紀伊郡
後柏原院	二二八六	五月廿八日	同	同
後奈良院	二二一七	十月七日	同	同
正親町院	二二五三	二月六日	同	同
後陽成院	二二七七	九月廿五日	同	同

後水尾院	二三四〇	九月十一日	月	同
明正院	二三五六	十二月四日	同	同
後光明院	二三一四	十月卅日	同	同
後西院	二三四五	三月廿六日	同	同
靈元院	二三九二	九月廿四日	同	同
東山院	二三七〇	一月十六日	同	同
中御門院	二三九七	五月十日	同	同
櫻町院	二四一〇	五月廿八日	同	同
桃園院	二四三二	八月卅一日	同	同
後櫻町院	二四七三	十二月廿四日	同	同
後桃園院	二四三九	十二月六日	同	同
光格	二五〇〇	十二月十二日	後月	輪
仁孝	二五〇六	二月廿一日	同	同
孝明	二五二七	一月卅日	後月	輪東

第五章 神武天皇祭

總說

四月三日は、我が國の皇太宗、神武天皇の崩御あらせられし日に當れば、皇靈殿に、御親祭の典を擧げさせたまひて、御大孝を申へさせたまふ。是れ、即ち、神武天皇祭なり。日本

神武天皇崩日

書紀を按ずるに、天皇の崩御は、七十有六年春三月甲午朔甲辰、天皇崩于榎原宮、時年一百二十七歲。と見ゆれば、三月十一日の崩御なり。今、これを四月三日と定めさせられたるは、改曆後、大陽曆に換算せられたるなり。歴代の皇靈をば、春秋二季に祭らせたまへども、特に、皇考孝明天皇祭と共に、國祭日として、別に御親祭あらせらるるは、天皇は、開

御親祭次第

國第一の君にましまして、其の盛徳大業は、我が國體の元始にてましませばなり。さて、その御親祭の御次第は、略、孝明天皇御例祭に異なる事なれども、唯、彼れには御神樂を奏せらるること、此れには東遊を行はるることの相違あるのみなり。即ち、午前八時より、朝の御祭典ありて、九時三十分よりは、御親祭あらせられ、午後四時よりは、夕の御祭典あらせらるる等、其の間の御次第、孝明天皇祭の御時に同じごと。かく、宮中にて、御親祭あらせらるるのみならず、敷日前に、勅使を畝傍山東北陵に遣され、當日、幣帛を奉らしめ、諸陵、寮出張所員をして、神饌を供へて、御陵祭を行はしめ

山陵奉幣

神武天皇
祭由來

たまふ。また、地方官、並に、人民をして、遙拜を行はしめたまふことも、孝明天皇御例祭に異なる事なし。抑、現行の、神武天皇御例祭の御由來を尋ぬるに、萬延年中に、徳大寺實則を勅使として、御陵祭を行はせられ、孝明天皇には、清涼殿の東庭に出御ましく、御遙拜の式を行はせたまへり。是れより、年々の御例となり、明治元年三月十一日には、愛宕通祐宣命使として御陵に發向し、同二年三月十一日には、橋本實麗宣命使として發向せり。同三年三月十一日より、は、神祇官に於いて、御親祭の典を行はせられ、且、勅使を山陵に遣し給ふこととなれり。同四年三月七日には、神武天

皇御祭典ノ儀海内一同遵行被仰出候條毎年三月十一日
各地方官ニ於テ遙拜式可執行事ニ布告せられたり。改曆
以後は、三月十一日を四月三日に改められ、現行の如くは
はなりたるなり。掛卷くも畏き事ながら、天皇は、我が大八
洲國を開き、兇徒を殄盡して、洪基を創造せしめたまへる
君にましませば、其の功德、巍々として、萬世の後までも仰
ぎ尊び奉るべきものなり。されば、國民たるものは、當日、
陛下御親祭の大御心を體し奉りて、崇敬の意を表し奉る
べきものなり。

荷前ノ幣

古昔、山陵には、毎年、歳末に荷前の幣を奉らしめ給ふこ

こありしは、前にも述べたるところなるが、をはたゞ、近
陵・近墓に止りて、遠陵には及ばず。唯、天智天皇の御陵の
み、中宗として、尊崇ことに篤く、奉幣の事ありしが、却つ
て、開國の天皇とも申し奉るべき、神武天皇の御陵には、
この事なかりしなり。加之、歴世の久しきこ、王室の式微
こに由りて、陵戸の制なとも全く廢絶して、この開國元
始の天皇の御陵も、いづこをそれとも知り難く、遂には、
牧童・樵夫の蹂躪する所となりたりしは、實に恐こき次
第なりき。徳川氏に至り、五代綱吉將軍の頃より、山陵修
理の事興りて、新に藩籬を設けて、采樵を禁せられたれ

山陵修理

柴野邦彦
詩 畝傍陵

ば、大いに面目を革めしかども、なほ甚だ不十分なりし
 様は、寛政の頃、幕府の儒臣柴野邦彦○粟が命を以つて、
 畿内の地を巡視せし時、畝傍の御陵に謁して、慷慨の餘
 りに作りたる詩に、遺陵才向里民求、半死孤松數畝、丘非
 有聖神、開帝統、誰教品庶、脫夷流、厖王像、設專金閣、藤相墳
 塋、層玉樓、百代本支麗、不億幾人來、此一回頭、といへるに
 ても知らるべし。文久年中に至りて、幕府、戸田忠至の建
 議に由りて、山陵奉行を置き、朝廷に奏して、御陵修理の
 事あり。後、明治の御世になりて、更に修理を加へしめ給
 ふ。今、謹んで畝傍の御陵を拜し奉るに、當時、山陵の制も

未だ定まらざりしためにや、地勢は、やや少しく隆起す
 れども、他の山陵の如くに宏壯なるものにあらず。今は、
 四方に、木柵を結ひ、溝渠を繞らし、石を疊みて其の岸こ
 なされたれば、稍、莊嚴の感を惹くに至れり。然れども、こ
 れを多武峯の鎌足廟、又は、日光山の東照廟等に比し奉
 れば、實に、恐懼の情に堪へざるなり。

第六章 神嘗祭

總説

神嘗祭は、十月十七日に、新穀の熟したるを、伊勢の皇太神宮に供へ奉る御祭典にして、いと重き御儀式なり。かんなめまつり、又「かんにへまつり」といふ。

賢所御親祭次第

この日、宮中におかせられては、御遙拜式を行はせられ且つ、賢所の御親祭を執り行はせらる。其の御儀式の御次第は、先づ豫め、勅使を發遣したまひて、伊勢兩宮に、幣帛ならば、の荷前の調絹等をたてまつらしめたまふ。伊勢にては、先づ、其の前夜を以つて、御神樂を行はれ、（豊受宮は十五日の夜、皇太神宮は十六日）かくて、十六日には外宮に、十七日

には内宮に幣帛並に調絹等を奉る御祭典ありといふ。當日、宮中にては神嘉殿の南庇に御屏風二雙を立て廻し、其の内に簀薦を敷き、其の上に御座を設けて、御遙拜式の場となさせたまふ。陛下には、午前十時に出御あらせられ、御遙拜あそばさせられ、畢りて入御の後、皇后陛下、皇太子殿下、皇太子妃殿下の御拜あらせらるるといふ。御遙拜式畢りて、直ちに賢所の大前に進ませられて、御親祭を行はせ給ふ。その御次第は、元始祭に同じ。抑、この御祭典は、極めて古くより行はせられたるものにて、中古以來、これを例幣と稱し、その勅使を稱して、例幣使といへり。毎年例とし

神嘗祭沿革

て行はせらるるより、かくいへるなり。奉幣使は、諸王一人に、中臣・忌部各一人を副へらる。古へは、九月十七日を以つて行はせられたりしを、明治維新の後、今の如く、十月十七日と定められたり。此の御祭典の起源は、天曆勘文に、垂仁

天皇の御世に始まるといへど、他書には所見なし。文武天皇の御世に至りては、九月祭を行ひ、神衣祭の使をして、之を祭らしむる事となりぬる由は、令の制に見えたり。その御儀式の詳かなることは、延喜式・江家次第等に見えたり。爾來、連綿として行はれたりしを、後鳥羽天皇以後、武家の世となりて、朝廷漸く衰へ、諸國の幣料等も、制の如くなら

應仁以降廢ス

す。ここに、應仁以降は、古禮廢れて行はれざるに至れり。かくて、後光明天皇の正保四年に至りて、詔して、この御祭典を行はせ給ひしより、毎年九月十一日を以つて、勅使を發遣して、十七日を以つて、神宮を祭ること、連綿として絶えず。維新の後、神祇官再興せられてよりは、同官より、幣使を發せられたることあり。且つ、期日も一定せざりしを、明治四年よりは古例の如く、九月十六日を以つて、豐受宮を祭り、十七日を以つて、皇太神宮を祭ることなり。同時に、賢所の便殿に於いて、御遙拜式を行はせらるることなり。その後、多少の沿革を経て、現行の如くなりたるなり。

祭祀ノ三等

神嘗祭ノ意義

凡そ、古へは、祭祀に、大中小の三種の別ありて、大祀は、たゞ、御一代一度の大嘗會あるのみなりき。この神嘗祭は、彼の祈年祭・月次祭・新嘗祭・賀茂祭と共に、中祀に屬すれども、大嘗會は、御一代の間に行はせられぬ事すらあれば、中祀は、事實に於いて、大祀と同じく、極めて重き御祭典なりしなり。この度公布せられたる皇室祭祀令にも、新嘗祭と共に大祭に入れられたりをもく、天照大神は、我が皇室の御先祖にましまして、衣食の本を授けたまひしのみならず、忠孝の懿訓を萬世に垂れたまへる、無量無邊の御功德は、今更たたへ奉るまでもなき事ながら、上古、嘉穀の種を得させたまひて、蒼生ソコノミヤコの食ひて、活イキくべきも

のこ定めたまひ、天孫降臨の際にも、齋庭の稻穂を授けたまひしより、人民に遍く播種せしめたまひ、我が國の蒼生は、爲めに、食を得て、生を遂ぐる事を得たるなれば、殊に、この御祭典を行はせられて、此の御恩澤に酬い奉る叡慮より出づるものなるべし。殊に、年穀の豊饒を祈らせ給ふ祈年祭に對して、終始を全くせさせ給ふ御祭典とも申すべきなり。又、豊受大神は、天照大神の御饌津神にましく、ワカシメタ稻魂神とも申して、穀食を司り給ふ御神なれば、おなじく、其の御功德に報い奉るものなり。この御神は、始め、丹波國比治眞名井原に齋き祭られたりしを、雄畧天皇の御世に、

天照大神の神託のまにまに、伊勢山田原に遷し祭らしめ給ひて、皇大神宮と同様に尊崇せさせたまふ御神なり。申すも畏けれど、我が皇室の、歴世、孝敬の御心のあつくましますことは、申すまでもなく、人民を慰ませたまふ御仁慈のほごも、これを以つてうかゞひ奉るべきにあらずや。荷も、わが國民たるもの、これを知らずして可ならむや。

神宮ニ奉ル新穀並ニ調絹ニ
 神宮に捧け奉る新穀は、往時は、神宮に附屬せる神田ありて、その收穫の新穀を、大神酒・大御饌として供進し奉りしが、今は、神田の制もなくなりたれば、神宮司廳に於いて、適宜の新穀を供進し奉るといふ。また、荷前の調絹

も古へは租庸調の制行はれたりしゆゑ諸國より上る調の中より選び取りて奉りしなれども今はこれも廢れたれば皆特に命じて精製謹調せしめ給へる生絹を勅使を以つて奉らしむるなりといふ其の品目左の如し。

皇大神宮

荷前調絹

貳拾匹

右貳櫃

同別宮九所

九匹

右九櫃

御衣料絹

參匹

五色料絹

壹匹

右壹櫃

御衣料絹

貳拾匹

右貳櫃

豐受宮

荷前調絹

拾匹

右壹櫃

同別宮四所

四匹

右四櫃

御衣料絹

貳匹

五色料絹

壹匹

右壹櫃

御衣料絹

貳拾匹

右貳櫃

外

御饌殿料

貳匹

右壹櫃

皇大神宮御門幌料

參匹貳丈

右壹櫃

豐受宮御門幌料

貳匹參丈

右壹櫃

總計

九拾七匹參丈貳丈

貳拾五櫃

總説

第七章 天長節

御祭典次第

十一月三日の天長節は、聖上御降誕の日なるを以つて、宮中に於いては、賢所皇靈殿・神殿の御祭典あり。又觀兵式あり。且つ、親王以下諸臣に宴を賜ふ。其の御次第は、本日早旦に、御殿の御裝飾を奉仕し、午前九時より、式部職官員承りて、御祭典を行はる。開扉の上、音楽を奏し、神饌を供し、掌典長、祝詞を奏し、侍從、御代拜として御玉串を捧げ奉り、次に、皇后陛下御代拜、次に、皇太子殿下御代拜、次に、皇太子妃殿下御代拜と、順次に御玉串を奉り、次に、宮内省官員の拜禮ありて、神饌を撤し、御扉を閉ちて、各退出す。

觀兵式

以上は、御祭典の大略なり。觀兵式は、午前八時御出門にて、青山練兵場に行幸ましまして、親しく兵を觀そなはし給ひ、各國公使以下にも、陪觀をゆるさせたまふ。但し、雨天の時は、觀兵式を行はせられず。觀兵式終りて、還御あらせられ、午前十一時より、豐明殿に出御あらせられ、御前に於いて、親王以下に酒饌を賜ふ。其の御儀、新年宴會におなじ。但し、御宴會中、前庭に於いて、樂師をして、歐洲樂を奏せしめたまふ。

天長節由
來天長ノ
字義ノ

謹んで按ずるに、天長の文字は、老子七章に「天長地久、天地所以能長且久者、以其不自生、故能長生」とあるより出で、之

支那ノ
千秋節

れを、至尊の御降誕の日にしも名づけられしは、天地と共に長久なる義にて、聖壽の無疆を祝し奉る意にぞあるべき。そもそも、人の誕生の日を祝ふことは、いと古き事にて、冠婚などと同じく、民間にても、一般に行はれし事なるが、至尊の御降誕ましくし日を、何節と名つけて、賀儀を行はせられしは、何時の頃よりなりけむと考ふるに、こは、隋唐の制に依らせられたるにはあらじか。支那にては、唐の玄宗の生日を、千秋節と名つけて、群臣に酺宴を賜ひ、天下をして宴樂せしめたるが始めなり。そは、唐實錄類編引に、明皇帝、以垂拱元年八月五日、生於東都。開元十七年、聖

武天皇天平元年に當る(亟相源乾曜張説上表曰云々帝手
 詔報曰當朕生辰卿等請爲令節上獻嘉名自我爲古是爲美
 事依卿來請宣作所司帝誕日爲令節自此始と見えたり天子誕生の日
 を千秋節と號して祝賀する事の玄宗に始まれるは此の
 外通鑑の註に聖節錫宴自此始後改千秋節爲天長節とあ
 るにて明かなりなほ封氏見聞記に記する所一層詳なり
 其の文に曰はく太宗以降誕日謂長孫無忌曰今日是朕生
 日俗云生日可喜樂以吾之情翻感恩因泣下○此の事は貞觀
 二十年十二月癸未の事にして通鑑卷二百
 九十八に詳に見えたり中宗常以降誕宴侍臣貴戚于内庭與
 學士聯句栢梁臺詩然則國朝以來此日皆有宴會玄宗開元

十七年亟相帳説遂奏以八月五日爲千秋節百寮有獻承露
 羹者是日御樓張宴傾城縱觀天下士庶皆爲賞樂其後亦改
 爲天長節とあり。天長節と改めたるは
 玄宗天寶七載なり翻つて我が國の事を
 考ふるに聖誕の日を天長節と名づけて令節とせられし
 は光仁天皇寶龜六年を始めとすそは續日本紀卷三十三
 光仁天皇寶龜六年十月の條に癸酉○十是日天長大酺群
 臣獻翫好酒食宴畢賜祿有差と見えたるこれなり當時の
 儀式は如何ありけむ詳に知るよしなけれむ同書寶龜六
 年九月壬寅○十の條に勅十月十三日是朕生日每至此辰
 感慶兼集宜令諸寺僧尼每年是日轉經行道海内諸國並宜

光仁天皇
 始メテ天
 長節ヲ行
 ハセラル

斷屠内外百官賜酺宴一日仍名此日爲天長節庶使廻斯功德度奉先慈以此慶情普被天下とあるにてその大略を親ひ奉るべし當時御生父施基親王既にかくれさせたまひし後の御事なれば全く御追遠の至情より出でさせたまへる事にて立宗などの奢侈とは同日の譚にあらざるなりさてその起源はこれにて明かなれどその後の事は如何にありしか續紀を按ずるに翌七年十月の條には紀事なし八年十月の條にも九年にも見えず十年十月の條には「已酉當天長節仍宴群臣賜祿有差」と見えたり此の後は如何ありけむ史の闕文にや又は恒例の儀なれば省略せ

光仁天皇
以後ノ天
長節

るにや史に見えざればこれを知るに由なし恐らくは中絶せし事なるべし。

支那ノ我
秋節トノ
ガ天長節
トノ關係

かく天長節は隋唐の制に依られたるなるべしといふは固より明證あるに非ず然れども當時は唐制模倣の盛なる時にして律令格式をはじめ朝廷の公事儀式民間の風俗に至るまで彼の國風をうつされし事甚だ尠からざれば天長節の如きもしか思はれざるにあらず按ずるに光仁天皇の寶龜六年は皇紀一千四百三十五年にして唐の代宗大曆十年に當り立宗の開元十七年千秋節と名づけられし年なりを距ること四十六年天寶七載天長節と改められし年なり

よりは、二十八年の後なり。當時、執政の臣には、藤原永手、同百川・同良繼・和氣清麿・吉備眞吉備等あり。又、學者には、石上宅嗣・淡海三船などいふ人たちありき。ここに、吉備眞吉備は、先きに、留學生として、入唐し、其の歸朝の際には、唐禮百三十卷、其の他の書籍を齎らし來りて獻せしことあり。其の後にも、遣唐使として、彼の國に行き、文物・制度を見聞して歸朝せり。此の事、何れも、唐玄宗の代にして、後のは、天寶年中にして、其の十三年に歸朝しき。當時、彼の制を採りて行はれし事も見ゆれば、天長節の事なごも、或は、吉備眞吉備等が、畫に成れるものにて、彼

の國の儀に依られしにはあらざるか。但し、眞吉備は、寶龜六年十月壬戌に薨せしかば、天長節を行はせられし、十日ばかり前にて、盛儀を拜するには及ばざりき。尙後考を俟つ。

明治ノ
天長節

然るに、當今御世をしらしめし給へる、明治元年八月廿六日に、古儀を復し給ひ、茲に、復び、聖壽萬歳を祝し奉る事とはなりぬいともめでたき御事なり。今、當時の御布告を

明治元
年八月
廿六日
ノ布告

按ずるに、九月廿二日は、聖上御誕辰相當ニ付、毎年此辰ヲ以テ、群臣ニ酺宴ヲ賜、天長節御執行相成、天下ノ刑戮被差停候。偏ニ衆庶ト御慶福ヲ共ニ被遊候思召ニ候間、庶民

三於テモ、一同御嘉節ヲ奉祝候様被仰出候事。とあり。かか
 るありがたき御趣意も、未だ下々の者に貫徹せざらむか
 このことにて、明治三年九月七日、更に、府藩縣に布告せら
 れたり。又、五年九月廿二日の天長節には、陪宴の諸臣に、茲
 ニ、朕ガ誕辰ニ方リ、群臣ヲ會同シ、酺宴ヲ張り、舞樂ヲ奏
 セシム。汝群臣、朕ガ偕ニ樂シムノ意ヲ體シ、其レ能ク歡
 ナ盡セ。と詔らせ給へり。いかに、優渥なる聖旨にあらずや。

茲に、九月二十二日とあるは、今上天皇陛下の御誕辰
 は、嘉永五年九月二十二日なればなり。これを明治五年
 十一月九日、太陰曆を廢して太陽曆を用ゐ、其の十二月
 算陽曆換

三日を以つて、明治六年一月一日と定めさせられしよ
 り、推歩換算して、現行のごとく、陽曆の十一月三日と定
 められたるなり。

さて、天長節の日に、外國使臣を召されて宴を賜はること
 は、明治二年の天長節に、各國公使を延遼館に召して、酒饌
 を賜はりたるが始めにて、爾後恒例となり、同五年の天長
 節には、親王以下百官を召して、宴を御前に賜ひ、また、陸軍

觀兵式
 ヲ行フ
 整列祝砲の儀を、操練場に行はせられ、親臨して兵を觀を
 なはし給へり、是より、天長節に、觀兵式を行はせらるる事
 となりぬ。以上は、天長節の起源沿革の大略なり。

今上陛下ノ聖徳

今上天皇陛下の御聖徳は、今更たたへまつるまでもなき事ながら、夙に維新の大業を立てさせたまひ、教化を敷き、政令を施し、内外能く整ひて、奥山の木の下蔭に生ふる民草の末葉まで、御惠の露に沾はぬはなく、國光は、遠く海外の國に輝きわたりて、言さやく韓草も、御稜威の風にうち靡きて、照る日の本の御光りを仰ぎまつるに至れり。此の聖代に生れあひたるもの、誰れか、「御民われ、生けるしるしあり、天地の榮ゆる時に、あへらく思へば。」萬葉集の感なからむや。嗚呼、源清き五十鈴の川の流れの末を汲み、色香妙なる櫻木の本根より生ひ出でたる日本國民は、此のめで

たき大御代に生れ遇ひて、大君の御降誕の日を祝ぎ奉るにつけて、ただに歌ひ舞ひてやむべきにあらず、劔太刀、身にうけもてる眞心を、いよよみがきて、御代の御榮えを祈り奉らざるべからず。

第八章 新嘗祭

總說

新嘗祭は、十一月廿三日、宮中神嘉殿に於いて、陛下、御親ら、當年の新穀の御初穂等を、皇神等に薦め奉り、又、御親らも聞食し、群臣にも賜はせたまふ御祭典なり。にひなへまつり、又、にひなめまつり、と申す。宮中御儀式の、あるが中に、最も嚴重なる御儀と拜承し奉る。先づ、十一月十日を以つて、神宮、並に、官國幣社に、幣帛を頒たせたまふ御儀あり。神宮の幣帛は、特に勅使を發遣したまひ、其の他の官國幣社には、各地方官を経て、之れを頒たせ給ふ。かくて、新嘗祭の前日、即ち、十一月廿二日に至りて、綾綺殿に於いて、鎮魂祭

鎮魂祭